

『大乘法界無差別論疏』 訳注研究 (下)

島 村 大 心

〔第34号に続く〕

第九章 釋相應門一〔相應義〕

云何が相應なるや。頌に曰く、

光明と熱と色とは、燈と異相無きが如く、

如是、諸佛の法が 法性に於けるも亦、然り。

煩惱は〔法〕性と相い離る。〔法性は〕彼の客煩惱を空(=欠く)からである。

淨法は〔法性と〕常に相應す。無垢の法を空(=欠いて)いないからである。

復、次に云何が未だ正覺を成ぜずして、而も此の佛法に於いて〔法性と〕相應すと言うや。

譬えば光明と熱と色等が、燈と異相有ること無きが如く、諸佛の法が法身に於けるも亦、

如是。説くが如し。「舍利弗よ。諸佛の法身に功德の法が有ることは、譬えば燈に光明と

熱と色とが有りて、不離・不脱なるが如し。摩尼寶珠の光と色と形状も亦復、如是。舍利

弗よ。如來所説の諸佛の法身の、智の功德法と不離・不脱なりとは、所謂、過恒河沙の如

來の法也。」復、次に説くが如し。「二種の如來藏空智有り。何等をか二と為す。所謂、空

如來藏とは、一切の煩惱が、若しは離れ、若しは智を脱するなり。不空如來藏とは、過恒

河沙の不思議なる諸佛法が、離れず、智を脱せざるとなり」と。 T31-893b

第九釋相應門の中にも亦、〔次の〕三〔が有る〕。

第一節 1 標題 (徴) (=「云何が相應なるや」)、

第二節 2 頌、

第三節 3 解釋、である。

第一節 — [標題 (徴) (=「云何が相應 (=結合) なるや」)]

第二節 2 第二に、頌の中に、〔次の二が有る〕。

①初めの一〔頌〕は喩の観点から全体(總)として〔淨法を〕顯かしている。上の半〔偈〕が喩であり、下の半〔偈〕が教義(法)である。

②後の一〔頌〕は染の観点から〔禪〕定〔において実現している事態〕を簡んで〔記述している〕。上の半〔偈〕は空如來藏を明かにし、下の半〔偈〕は不空如來藏を明かしている。

又、佛性論の頌に云う。「客塵に由るが故に空なり。法界とは相離す。無上の法は不空なり (= 第三真理命題)。法界と相隨う⁽¹³³⁾」⁽¹⁹⁴⁾と。

第三節 3 第三の解釋の中に [次の] 二 [が有る]。

第一款 3 ①先に、問、

第二款 3 ②後に、答、である。

第一款 3 ①初めの問意として『論』は云う。

「既に未だ佛果に至っていないのに、どうして本有の佛法を知っている(得) [と言えるのか]」と。

第二款 3 ②答意として『論』は云う。

「佛果の功德は、此の真性 (= 本有の佛法) と結びついて (相應) いて、不離なのであるからである」と。

答の中に就いて [次の] 二 [が有る]。

第一項 3 ②1 先に、初頌を解釋する。

第二項 3 ②2 第二に、[後部にある] 「復、次に」以下 [の記述] は、後頌を解釋する。

第一項 3 ②1 釋初頌

前 (= 初頌の解釈) の中に亦、[次の] 二 [が有る]。

第一目 3 ②1 i 先には、理を立てて解釋する。

第二目 3 ②1 ii 後には、教 [典] を引 [用] して證 [明] する。

第一目 3 ②1 i 前 (= 理を立てての解釋) の中にも亦、[次の甲1甲2の] 二 [が有る]。

甲1 3 ②1 i ①先ず、喩を況とえる。(以上大正44-70c) 全体としては(總)、「一燈」と為すこと、を謂う。[区] 別して詳しく(具) [云えば次の] 三義 [が有る]。

1 第一は「體」で、熱觸を [本] 性とすることを謂う。

2 第二は「相」で、等しく焰は赤色なることを謂う。

3 第三は「用」で、光を發し(舒) 物を照らすことを謂う。

そして此の三義は、同時・同處に和合して、[相互に] 無異である。

甲2 3 ②1 i ②第二の『論』の「諸佛の法(身)…」以下は、教義(法)に合せて、[簡] 略に佛果なる三種の功德を顯かにしている。實性論の頌に [次のように] 云う通りである。

「通智及び無垢は、真如を離れず。燈の明・煖・色の如し。無垢界に相似す」と。解釋して云う。「如來法界の中に於いて、果と相應するに依って、三種の燈の法は相似す。一は通、二は漏盡を知る智、三は漏盡なり。通と言うは五通の光明有りて、相對法に相似す。受用して事は能く彼の智と相違する所治の闇法を散滅するを以て、能治に相似の法なる

が故に、偈に通の故、明の故と言う。漏盡を知る智とは、煖なる相似の法にして、能く業煩惱を焼いて餘殘有ること無きを以って、能焼のある相似の法なるが故に、偈に智の故、煖の故と言う。漏盡とは、轉身せる漏盡の色の相似法にして、常に無垢・清淨の光明を具足する相なるを以って、無垢に相似の法なるが故に、偈に無垢の故に、色の故にと言う」と。乃至云う。「無漏の法界の中に於いて、彼此が迭いに共に相捨離せず。不差別の法界の平等なるを畢竟じて相應の義と名づく」⁽¹⁹⁵⁾と。

[以上を] 解釋して云う。此の中に [先ず] 〈智は、事業（＝禪定）の用らきに随って所知障を [対] 治する〉ことに [依] 據して、之（＝智）を喩えるのに、明を以てする。第二に智は、惑障を焚くことにおいて、之（＝智）を喩えるのに、熱を以てする。第三は淨相なる「觸」であって、之（＝淨相）を喩えるのに、色を以てする。此の三は佛果の徳であって、衆生位の中の法身の體と冥和して、[互いに] 不二である。故に相應（＝結びついている）と云うのである。

第二目 3②1 ii 第二に『論』の「如是。説く（が如し）」[以下] は、教 [典] を引いて證 [明] を成立させている。[その] 中に、不増不減經の證 [明] がある。[その] 中に [次の] 三 [が有る]。

- 甲1 3②1 ii ①初めは法、
- 甲2 3②1 ii ②次は喩、
- 甲3 3②1 ii ③後は合、である。

甲1 3②1 ii ①法の中に就いては、『論』に「諸佛の法（身）…」等と言うのは、全体として（總）、諸佛の功德の法を擧げているのである。[それは] 法身と不離不脱であって、此の中で恒沙の・[法] 性（＝真如）の功德の義を、[簡] 略に [次の] 五門と作している。

- 乙1 3②1 ii ①1 第一は辨相、
- 乙2 3②1 ii ①2 第二は定義、
- 乙3 3②1 ii ①3 第三は相應、
- 乙4 3②1 ii ①4 第四は業用、
- 乙5 3②1 ii ①5 第五は攝果、である。

乙1 3②1 ii ①1 初めの『論』の辨相の [記述の] 中に、既に「恒沙」不可説を盡くすと云うのは、[簡] 略にして十種⁽¹⁹⁶⁾を擧げる。起信論に [次のように] 云う通りである。

「真如の [自の] 體と相とは、本従り已の來た、性に自から一切功德を満足す。謂う所は、自體に①大智慧光明の義有るが故に。②遍照法界の義 [有るが] 故に。③真實識知の義 [有るが] 故に。④自性清淨心の義 [有るが] 故に。⑤常樂我淨の義 [有るが] 故に。

⑥清涼不變自在の義 [有るが] 故に。如是の過於恒沙の不離・不斷・不異・不思議の佛法を具足して、乃至、滿 (以上 T44-71a) 足し、少くる所有ることなき義なるが故に、名づけて如來藏と為す。亦、如來法身とも名づく⁽¹⁹⁷⁾と。

解釋して云う。上の『起信論』の説く六句の徳の中の、第五句中に四徳 (= 常樂我淨) があり、これを四と為る。第六句中に二徳 (= 清涼・不變) が有る。餘の四は各一であるから、[合計で] 十種が有ることになる。

乙2の1 3②1 ii①2 第二の [法性の] 定義に関しては、

問。此等の功德は、[染淨二分の] 如來藏の中の淨分 (實有) のことであるのか。

[それとも] 此れは染分 (不實) のことであるのか。設しその何れか [の一方] であると [理解] するなら (爾)、どんな [過] 失があるか。

答。その染淨の何れかの一方として理解しようとする] 二 [種類の理解] には、俱に [次のような] 過 [失] が有る。[つまり、その功德が] 若し實有 a2 であるとすれば、應に無為⁽¹⁹⁸⁾ a2 と同じこととなり、[そうであれば、その無為は有為に対立する概念としての無為 a2 であるはずで、正確には実有 A1 とは言えないから (= 実有 A1 は有為も、概念化した無為 a2 をも内包としている一島村 b)、] つまり (即)、[染淨二分の如來藏は転依により、その全体が真如・実有となる一島村 d、r 参照一という] 理に乖くという [過] 失である。[これとは反対に] 若し實有でないとするなら、[法性とは言えないから、その功德は俗諦としての限定された個物であって] 應に [過] 恒沙では無い筈である。[そうであれば、] つまり (即) 教 [義] に違 [反する過] 失である。[これを正しく] 解釋すれば、即ち [一切法が] 實有 A1 [なる事態] (= 第二真理命題) なのである。[そうであるから] 此の [法性の] 功德 [は過恒沙] なのであって、真如 A1 と異ならない。

乙2の2 そして (然) [その説明に関しては次の] 三説が有る。

丙1 3②1 ii①2 i [第] 一 [説] に云う。

〈如來藏 [の全体が修習の結果転依して、淨分となったもの=真如 A1] には實に此のように [有為 B・無為 a2 という] 差別 [された] 功德は無い。[この全体が淨分となった如來藏は] 但、佛果として・修により生じた萬徳の與めの [所] 依であり [それが、如來藏の] 本質 (性) であるのだが、[今は] その [もう一つの側面である・主客対立のうちの主つまり] 能依に注目 (從) して有功德) と説 [明] するのである。

問。若しそうであれば (爾)、[汝の言う] 在纏 [の如來藏] は染の與めの依 [止] と為るはずである。それなのにどうして、[その在纏の如來藏を] 過失の [本] 性 [を持つもの] と説かないのか。

〔答〕如来蔵の浄分は、染からの] 離脱を證 [明] するものではないからである（＝〈如来蔵の全体が浄分となったもの＝真如 A 1〉とは、染浄二分の如来蔵全体が真如へ転依した事態であって、染浄二分のうちの染分からの離脱の結果としての浄・真如 a 2 ではない）。[つまり] 修の結果 [実現する] 徳 A 1 はそういう [染 B と対立する] ものではない（爾からず）のであって、此の [染浄二分全体の転依の結果の] 真如 A 1 を證しているのであって、[その事態は、染分からの] 離脱ではないからである。

丙2 3②1 ii ①2 ii [第二の] 一 [説に] 云う。

〈如来蔵には、實にこのような（如此）恒沙の法性の徳が有る。[それが] 聖 [者] の所説であるからである。如来蔵經に云う。「我れ、佛眼を以って、衆生を觀るに、貪欲恚癡の諸煩惱の中に、如来智・如来眼・如来身有りて結跏趺坐し、儼然として不動なり。乃至、我の如きと無異なり」⁽¹⁹⁹⁾と。又、[泥] 模（＝泥土の中の像）中の [仏] 像等の如く、乃至、九喻⁽²⁰⁰⁾を廣説する。又、華嚴 [經] 性起 [品] に云う。「佛子よ。如来の智慧は無相なり。智慧は無礙なり。智慧を具足して [如来は]、衆生の身中に在り。但、愚癡なる衆生は、顛倒の相に覆われて、[それを] 不知・不見にして、信心を生ぜず」⁽²⁰¹⁾と。乃至廣説せり。涅槃經に云う。「佛性と名づけて智慧と為す」⁽²⁰²⁾と。佛性論に「真如を以って應得の因と為す」⁽²⁰³⁾と。[かかる] 〈[衆生の身] 中に一切の佛法を具えている等 [の記述]〉は、聖教の處處に皆、説かれている。[衆生は] 真如と、深い道理では同体（冥同）である（＝第二真理命題）から、いたずらに（但）、[両者の] 差異を分かつことは出来ない。そして（然）〈其の [如来の] 功德が確定（決定）[的] に有ること〉は、[喩えば] 〈八功德水は、同一の濕性 [を持っているのであって]、功德に八 [の區別] があるからといって、一なる池の水を分けて八分と作すことは出来ない（不可）〉のと同じ（如）ことである。是故、[如来蔵は] 有為法と同じではないのである。然るに其の八功德は水に具足していないことは無いのであるから、是故、實有なのである。此の中の道理も亦、同じ（爾）であると當に知るべきである。

丙3 3②1 ii ①2 iii [第三の] 一 [説に] 云う。

起信論に依って皆、妄染に依 [拠] し、[それを] ^{ひるがえ} 翻し対処して（翻對）して説いているからである。[起信] 論に云う⁽²⁰⁴⁾。

〔問〕うて曰く。上には真如は其の體が平等にして、一切相を離す（＝平等・無相なる空の公理－島村 a 参照）と説く。[それなのに] どうして（云何ぞ）復た、體にこのような（如是） [10種の] 種種の功德有りと説くのか。

〔答〕えて曰く。實には、〈[俗には] 此の諸功德の義が有ると雖も、而かも [眞實には] 差別の相は無く〉、等同・一味・唯一の真如なり。

〔問〕 此の義は（以上大正44－71b）云何ぞ。

〔答〕悟り・法性は] 無分別にして、分別相を離れたるを以て、是故、無二なればなり。

〔問〕復、何の義を以てか差別ありと説くことを得るや。

〔答〕俗諦の観点から] 業識の生滅相に依りて示すを以てなり。

〔問〕此れを云何が示すや。

〔答〕一切法は本より來のかた唯、心のみにして、實には(=仏眼には)〔妄〕念無きも、而かも〔俗諦の観点から言えば〕妄心有りて、不覺〔の者は妄〕念を起こして、諸境界を見るが故に無明と説くも、心性が不起であれば(=妄念が起きなければ)、即ち是れ大智慧光明(=仏)の義なるを以ての故なり。若し心が〔妄〕見を起こしたとしても、即ち〔實=仏眼には〕不見之相が有るのであって、心性は離見なのであるから、即ち是れ遍照法界(=悟り・真如)の義なるが故なり。若し心にして動有らば(=妄念が起きれば)、真の識知に非ず。〔その場合には〕自性有ること無ければ、非常・非樂・非我・非淨にして、熱惱は衰變して即ち自在ならず。乃至具さに過恒沙等の妄染之義有り。〔法性は〕此の義と對〔照的な事態〕であるが故に、心性にして無動なるときは(=妄念が起きなければ)即ち、過恒沙等の諸淨功德の相の義が、示現することが有るのであるが、若し心にして〔妄念の〕起こること有りて更に前法の可念なる(=現象界の諸法が認識対象となっていること)を見るときは、即ち〔淨功德が〕^か少くる所有ればなり。如是、淨法の無量の功德は、即ち是れ一心〔のみなる事態〕にして、更に所念無し。是故、〔心性の無動なる事態が〕満足していることを名づけて法身・如來之藏と為す。」⁽²⁰⁵⁾

解釋して云う。

- ①〔凡夫に顕現している〕差別〔相〕は〔仏から見れば〕そのまま(即)無差別(=平等なる空の公理)なのであるから、〔これらの記述は〕真如の體なる・平等一味(=空なる公理)の観点からのものである。
- ②〔仏から見た〕無差別はそのまま(即)、〔凡夫から見た〕差別なのであるから、妄を翻し対処して(翻對)、恒沙の功德を説いているのである。
- ③體は〔反〕對〔のもの〕と無二(=平等なる空の公理)であるから、つまり(即)〔凡夫の見る〕差別は〔仏眼には〕無差別なのであって、皆、無障礙なのである。

又、上の三説は、同一功德〔を説いている〕のである。

〔染淨二分の如來藏のうちの淨分たる〕本性(=真如)の功德は、果を必ず〔達〕成させるのであって、成果の功德は、〔全てが〕完全に功德なのである。必ずや〔染淨二分の如來藏はその染分を含む全体を転依してその全体が淨へと〕轉換する(莫不翻)のである。是故、〔上記の〕三説は方に究極(究竟)〔の事態の説明〕なのである。

又、初め（＝第一説）は、果が実現した（至得果）佛性の観点から、次（＝第二説）は自性住の佛性の観点から、後（＝第三説）は引出佛性の観点から〔説明しているのである〕。此の三〔説〕は俱に應得の因（＝二空所現の真如一丙2の説参照）の中に在る。佛性論に説く通りである。理解せよ。

〔この〕第三〔説〕（＝上記丙3）の内実（分齊）を解明（剋）するなら、ここ（＝『疏』）に説かれる（此）諸の功德は、真如の〔体・相・用の〕三大の中の相大に含まれるもの（攝）に當る。

〔これについては〕起信論に〔次のように〕云う。

「體大とは、〔一切法が〕真如平等であることを謂う。〔一切法は悟り・真如においては〕不増減であるからである。相大とは、〔如来蔵を謂う。〕無漏の性功德を具足するからである。用大とは、〔報身・応身においては〕〈能く世間と出世間との善の因果を成ずる〉ことが〔ある〕からである」⁽²⁰⁶⁾と。

此の相大の要めは、〔俗諦においては、各個物としての〕妄染が〔個物として互いに〕相違し、反対のものが顯發する・〔個物対立の〕観点から説いているのである。

是故、〔如来蔵〕經に説く・〔泥中の〕形あるもの（模中）である〔仏〕像〔を例にとって言えば、但だ形が窪みを持つもの（模坳）の處に因って像が埒（＝固い土で出来たもの）として〕〔出〕現すること（有）である。〔さらに〕形が重なっているもの（模培）の處に因って像が窪みを持つもの（坳）として〔出〕現すること（有）である。是故、〔外に現出した〕個性をもつ（差別之）像は皆内にある形（内模）が現じたものである。當に〔次のように〕知るべきである。此の〔第三説の〕中の道理も亦、同様（爾）である。妄染という〔このように、現象としての個物の区別〕は、〔同一物＝真如の、外〕形（模）〔の差別〕⁽²⁰⁷⁾と同じである。〔俗諦としての〕性徳は〔個物としての各々の〕像のように相違しているのである。

乙2の3 〔このような個別〕相の顯れは、上記（此）の〔三説の〕中の論に通じているのだが、〔その場合の〕真a2と妄Bの相依〔関係〕には各〔次の丙1・丙2の〕四義が有る。

丙1 妄Bの中の四義の観点とは、

- ①第一は、真a2に依〔拠〕して〔個物Bの〕無體⁽²⁰⁸⁾〔が成立する〕という義である。
- ②第二は、〔個物Bが〕真a2に違〔背〕しているという・〔凡夫に実現している〕覆障の義である。
- ③第三は、〔個物Bが、それ自身の基礎である染淨二分の依他性・如来蔵の〕自〔性〕（＝淨分）に反して、他（＝染分・現象界の個物）を決定する筋道（論）の義であ

る。

④第四は (以上 T44-71c)、順成覺分⁽²⁰⁹⁾の義である。

丙2 真 [如] (=ここでは染淨二分の如来蔵の意味と筆者は考える) の中にも亦、[次の] 四義 [がある]。

①第一に隨縁の義、

②第二に不變の義、

③第三に反顯 (=染淨二分如来蔵の淨分に背いて顯われる) の義、

④第四に内に熏ずる義、である。

乙2の4 此の真 (=真如) と妄 (=個物) の関係⁽²¹⁰⁾については、[真 a 2 の観点から述べれば]

丙1 [概念としての真 a 2 の] 各 [種の相は俗諦であって、つまり上記の] 初義 (=隨縁) に由るから、[染淨二分の如来蔵 = <ここでは真如 a 2 と記されている>、の染分が] 隨流 (=隨縁) して衆生と作るのである (島村 X 参照)。

丙2 [一方で、かかる真 a 2 の] 各 [種の相] が [上記の] 第二義 (=不變) に由るから、[染淨二分の如来蔵・同 <真如 a 2 >、の淨分たる] 自性は常に清淨なのである。

丙3 [更に、真 a 2 の] 各 [種の相] が [上記の] 第三義 (=反顯⁽²¹¹⁾) に由るから、[如来蔵・真如は各種の個物としての] 性功德を具足する。

丙4 [真 a 2 の] 各 [種の相] が [上記の] 第四義 (=真如・如来蔵が内熏のはたらきを持つこと⁽²¹²⁾) に由るから、[後得智の用らきとしての] 佛性 (=第四真理命題) と名づけ、反縁 (=縁起の個物世界からの出離・悟りへの修行) の因と作すのである。

丙5 又、[真 a 2 の] 各 [種の相] が上記 (前) の三 (隨縁・反顯・内熏の三?) 義に由るから、法身を [俗諦の観点から] 衆生界と名づける。全体 (総) として [上記の各] 四義を具えているから、法身を [真如の立場から無住所] 涅槃界 (=第四真理命題) と名づける。

此れは俱に對妄門 (=俗諦を説明する立場・心生滅門) であって、[勝義諦・心真如門なる] 佛地を説いているのではない。又、[無住所涅槃たる] 在纏の真如は此の四義を具えて無障礙であるから、是故、

①或る [人] が有る處で <真如は熏に隨って若しは生じ、若しは滅する> と説くのは、初義に就いて [言っているの] である。

②或る [人] は有る處で <真如の本性は清淨・不生不滅である> と説くが、[これは] 第二義に據っているのである。

③或る〔人〕は有る處で真如は恒沙の功德を具足すると説くが、〔これは〕第三義に就いて説いているのである。

④或る〔人〕は有る處で〈真如は、佛性(=ここでは報・応二身のこと)であって出世の因であると説くが、〔これは〕第四義に據っている。

是故、諸説は各々の一理に相當して、互いに矛盾(相違)しない。真如は甚深にして、茲(=上記の四義)に於いて驗(しよ)べる他にない。今此に解説(所辨)する恒沙の性徳は、第三義に據って説いている。

丙6 〔問答〕

問。若しそのようである(爾)のなら、此の功德はどうして有るといえるのか。若し在纏の時に、障の故に〔此の功德が〕現じないのであれば、有るとは言えない〔筈である〕。〔又、〕若し出障の時には、〔既に如来蔵全体が浄となってしまうのだから染はないのであって、〕染を對〔治〕することはありえないから、同じく(亦)、〔個物としての功德=染Bが〕有るとは言えないではないか。

答。正に、在纏の時には、〔真妄双運なる・後得智=俗諦智としての〕佛眼が觀見すれば、纏内(=生滅門)の真如a2は妄染Bと〔區別されるから、妄染Bは真如a2とは〕同じではない。

〔これは、悟り・真如においての・真如即妄染を〕翻えて〔妄染Bに対比される〕淨徳a2を説いているのである。

問。〔汝の説明は〕既に在纏の場合の〔説明〕なのだから、〔当然〕有染であるのに、〔しかも〕此の淨徳a2が有ると言うのは、どうして彼の〈因中に果を計る〔説〕とは異なる(不同)〉と言えようか。

答。既に各々の、妄に對〔比〕させて相を〔淨a2へと〕轉換(翻)するのである。即ち相は縁起に由るので、既に縁に関して(就)〔淨徳a2が〕有ると説くのである。彼の〔果を〕計〔る説〕とは同じではない。是故、此の〔淨徳a2の〕有も亦〈〔悟り・真如A1としては〕不有なのであるが、〔俗諦Bとしては〕有〕なのである。

問。真如a2については、〔汝は〕染Bと俱に、染Bなる有為へ翻えて淨功德a2と説く。〔然し〕真如a2は亦、淨法a2と俱なのであるから、亦、應に淨a2なる有為Bへと翻えて染Bの過失を説く〔べき〕ではないのか。

答。そうではない(不爾)。染法Bは真a2に違〔背〕するから、〔真a2を説く場合は〕有Bを〔真a2へと〕翻することが有ると説くのであって、それ故、若しは離・若しは脱と云う。〔是に対して〕淨法A1は真A0に順ずる(=そこでは染B即真A0である)ので〔染からの〕翻を説かないから、不離・不脱と云う。

乙3 3②1 ii①3 第三⁽²¹³⁾の相應 (=結合) の観点とは、此の [法身の] 功德は①法身の體と結合し (相應)、及び②自ずから互いに結合 (相應) する。故に不離・不脱と云うのである。此の論は [簡] 略であるから、但、此の二のみを説く。起信論の中には四つ有るが、不脱は [省] 略されていて無い。不増不減經には詳しく (具) [以下の] 五句が有る。

- 丙1 3②1 ii①3 i 第一は不離
- 丙2 3②1 ii①3 ii 第二は不脱
- 丙3 3②1 ii①3 iii 第三は不断
- 丙4 3②1 ii①3 iv 第四は不異
- 丙5 3②1 ii①3 v 第五は不思議、である。

[これらの意味は各々以下の通りである。]

丙1 3②1 ii①3 i 第一 [の不離] は、

——の功德が、法身及諸功德と深く結合 (冥和) して不二であるから、不離と云うのである。

丙2 3②1 ii①3 ii 第二 [の不脱] は (以上 T44-72a)、

かかる (若是) [俗諦なる個物としては互いに] 相違している法が強 [制的] に相い離れずに、[しかも] そのままで (即) 互いに相形を脱している (=個物として独立している) のだが、今は此れがそうではない (不爾=法身なる勝義と俗なる個物が相即していること=真俗双運) から不脱と云うのである。

又、[次のようにも] 解釋される。〈此の [法身の] 諸功德は各々齊限 (=領域の限界) が無く、相い捨脱していないのだ〉、と。又、[次のようにも] 解釋される。〈此の功德は、[元来、本] 性から諸染を脱しているものであり、今新たに脱するわけではないのだから、不 [脱] というのだ〉と。

丙3 3②1 ii①3 iii 第三 [の不断] は、

功德の——は各々が通じて [過未現の] 三際を窮めている。應に斷盡が無いのであるから、不断と云うのである。又、此れも亦、不可斷の法であるから、[そのよう] 云うのである。

丙4 3②1 ii①3 iv 第四 [の不異] は、

此の功德の法は、各々が 〈一即是一切〉 (=無相なる空の公理) なのであって、二體が無いのだから、水と乳という異なる法を混合した事態 (相和) とは同じではない⁽²¹⁴⁾から、不異と云うのである。

丙5 3②1 ii①3 v 第五 [の不思議] は、

無別異であると雖も、而かも [第四真理命題としての真俗双運においては] 恒沙 [の

個物なる功德が有ること] 成立する（不礙）のである。[かかる事態は] 尋思を超過しているのであるから、不思議というのである。此の別はそのまま（即）無別であり、無別はそのまま（即）別なのであるから、不可思なのである。

乙4 3②1 ii①4 第四の業用とは、此の恒沙の功德の法は諸如來藏 [の功德] なのであって、染位（＝真俗双運の内の俗の側面）の中に在っては、[勝鬘經が説くように]「内に衆生を熏じて、生死を厭わ令め涅槃を樂求せしむる」（＝この意味については、近く発表する拙論「真如熏習の意味」に詳述した）のである。此れは[上記] 真如（＝法性）の四義中の第四（＝乙2の3丙2④）である。

勝鬘經に云う。「世尊よ。若し如來藏が無ければ、厭苦・樂求涅槃を得ず」⁽²¹⁵⁾と。寶性論は此文を引いて⁽²¹⁶⁾解釋して云う。「[此れは] 佛性清淨なる正因（＝ここでは如來藏のこと）を略説している。不定聚の衆生に於いて能く二種の業を作す。一に世間の種種の諸苦を見て、諸苦を厭わしむるが故に心にして離を欲する心を生ず。二に涅槃の樂を見て、寂樂を求希せしめるが故に求心を生ず。乃至廣説」⁽²¹⁷⁾と。

起信論に云う。「真如の[自] 體相熏習とは、無始の世従り來のかた、無漏法を具して、備さに不思議業 [有りて]、境界之性と作る。此の二義に依りて恒常に熏習し有力を以ての故に、能く衆生をして生死の苦を厭い、涅槃を樂求し、自ら己身に真如法有り^{こと}と信じて、故さらに發心修行せ令む」⁽²¹⁸⁾と。

『起信論』にはこの記述の] 次に復た問答釋疑⁽²¹⁹⁾が有る。詳しく（廣）は彼の説の通りである。又涅槃經に云く。「一闍提の人、善根を斷ずと雖も、佛性を以ての故に、未來の善根を還た生ぜ令む」⁽²²⁰⁾と。如是等の文は、誠證（＝つまびらかに證）するに一つだけではない。

乙5 3②1 ii①5 第五の攝果とは、[法身の] 恒沙の功德のことである。[果が] 隱時の如來藏に関して（就）、[その] 因位を性功德と名づけることを説く。若し[果が] 顯時 [の如來藏] に関して（就）云えば、全体（總）として果位を法身と名づける。

①因に在る時、染を形^{かたど}って説くことに由るのであるから、果位に至った時を解脱の徳と名づける。②本覺等の観点から説くのであるから、佛果の位に至った時、般若の徳が有ることとなり（得）、③能持（＝修行者）の修生による果の観点から説くのであるから、佛果に至って、法身の徳が有ることとなり（得）、此の三徳を以て略して佛果を攝する [と説明する]。是故、凡位に必ず（應）因中に皆、已に有ることを具えている（得）から、佛法と名づける（以上 T44-72b）のである。

恒沙の性徳は、略して述べれば、如是。餘は別 [所] に説く通りである。

甲2 3②1 ii②第二の喩説の中に、

乙1 3②1 ii②1 [次の] 二喩が有る。

i 第一は燈明が闇を破すことで、智徳を喩えているのである。

ii 第二は寶珠の徳が貧を除くことで、福德を喩えているのである。

乙2 3②1 ii②2 又、通釋するなら、[上記の] 二喩は齊しく、各々に [次の] 三義が有ることが『論』に 擧げられている。

i 第一に光、

ii 第二に色、

iii 第三に形、である。

[この三者の] 體は同じものであって、〈燈の熱〉である。① [この三者は] 不相離であるから。②互いに相い脱しないから。

甲3 3②1 ii③第三は『論』の「舍利弗よ」以下 [の記述] であって、法との合 (=教義と対応させること) で、[その] 中に [次の乙1と乙2の二] が有る]。

乙1 3②1 ii③1 先ず總釋⁽²²¹⁾である。梵本 (=現存せず、漢訳のみが現存) に依れば、〈法身は諸佛の法を離れず、智の功德を脱しない〉と云うことである。此れに [次の] 二義が有る。

i 第一は、恒沙の佛法は、法身と相い離れないことを明らかにする。

ii 第二は、法身は但、諸障だけを脱しており、智の徳は脱していないことを明らかにしている。

乙2 3②1 ii③2 又、[次の二義としても] 解釋される。此の功德等は、

i 所取の相を離れてはいるが、法身を離れてはいないのであるから、「不離」と云う。

ii 第二は能取の執を脱してはいるが、法身を脱しているのではないから、「不脱」と云う。

餘は前釋と同じである。次に『論』の「所謂」という [記述の] 下は、[個] 別に恒沙の淨徳を顯かにしている。大智慧光明の義等は、恒沙の染法に對 [比] しているのであるから (以)、恒沙の功德に喩えている (況) のである。

[以上で] 第一項 3②1 初頌の解釋が竟った。

第二項 3②2 釋第二頌

第二に『論』の後部の「復た、次に」[以] 下の [記述] は、勝鬘經を引 [用] して第二頌を解釋する。[その中に次の第一目と第二目の] 二「が有る」。

第一目 3②2 i 先ず [空如来藏と不空如来藏との] 二 [つの如来] 藏を標 [示] する。

「空智」とは、境（＝空）と智とを合して標〔示〕しているのである。

第二目 3②2 ii 第二は『論』の続く記述の「何等」〔以〕下で、その解釋の中に、

甲1 3②2 ii ①先ず空〔如来〕藏を解釋するのに〔次の乙1～乙3の〕三義〔が有る〕。

乙1 3②2 ii ①1 第一は、如来藏が妄染と俱であっても、〔浄分は〕その為染せられないから、空（＝妄染を欠いている）と名づけられること、を謂う。

眞a2と妄Bとは、相〔互〕に到達し合うということはないのだから、丁度、〔人が〕木杙に迷って、鬼（＝ばけもの）と謂うようなもの、つまり（即）木に依〔存〕して〔妄として存在する〕鬼が、〔眞実には〕木〔であるとの理解〕には（於⁽²²⁷⁾）到らないのと同じである。〔つまり、それを〕鬼と見ている者は、木を見ていないのであるから、〔見えている〕鬼とは、〈〔それが〕依〔拠しているところの〕木が、〔眞実には、単に〕鬼として見えているに過ぎないのだ〉、との理解には至らないのである。〔反対に〕木を見ている者は鬼を見ていないからである。『論』の「若しは離れ」とは、鬼と木の體と相は〔認識としては、相互に完〕全に離れていること、だから（而）〔上記のように〕相〔互〕に〔正しい理解に〕到らないこと、を顯かにしている。〔続く・『論』の〕「若しは（智）を脱す」とは、〈鬼は虚妄なのであり、木とは同じではないのだから、鬼は木を脱している〉のであり、〈木は實には眞であり、鬼と同じではないのだから、木は鬼を脱している〉のである。このような（此之）〔相互の〕離脱は、本性として法爾であり、是の道理に依って、勝鬘經は云う。「煩惱は心に觸れず。心は煩惱に觸れず。云何ぞ不觸法にして而かも當に心を染すること有りや」⁽²²³⁾と。是故、〔法性は〕要らず妄法について（對）は、方に空（＝…を欠く）の義が有るのである。起信論に云う。「若し妄心を離れば、實には空すべきもの無し」⁽²²⁴⁾と。

乙2 3②2 ii ①2 第二は、〔染浄二分の〕如来藏は妄染に隨う時に、自の實體（＝浄分）を隠すのであるから、空（＝浄分を欠く）と名づけること、である。此れは自體（＝浄分）が空（＝…を欠く）であることである。

乙3 3②2 ii ①3 第三は、〔染浄の〕如来藏の〔染分の〕隨縁の義は、〔如来藏の全体が染分となって、無明によって〕諸煩惱を成〔立〕させることであるから、煩惱はそのままで（即）如来藏の中の空（＝浄分を欠くこと、又は現象界の個物が無自性）の意味（義）である。

是故、起信論に云う。「無明之相は、覺性を離れざるを〔以って〕、壞すべきにも非ず。壞すべからざるにも非ず」⁽²²⁵⁾と。無行經に云う。「若し人が成佛せんと欲せば、貪欲等を壞すこと勿れ」⁽²²⁶⁾と（以上大正44-72c）。又、入法界體性經に云う。「佛が言う。文殊師利よ。汝、云何が初行の男子・女人の爲めに説法するや。文殊師利言く。世尊よ。我、諸の善男子善女人に於て、我見を發すことを教うる所は、即ち是れ其の爲めに説法するなり。

世尊よ。我は貪欲諸患を滅せざれば而も為めに説法するなり。所以は何ん。此等の諸法は本性として無生・無滅なるが故なり。世尊よ。若し能く實際を滅せば、即ち能く我見の所生際を滅す」⁽²²⁷⁾と。乃至廣説。此等の聖法の教えは、同じく煩惱は真に依っておりそのまま（即）空（＝無自性）であるから、真如と同じであること（＝第二真理命題）を明らかにしているのである。[ここの記述が乙2と異なる点は、乙2が〈単に、如来藏全体が染分に転換していること〉を説くのに対し、乙3は煩惱即空（＝第二真理命題）を説くことであるが、記述には稍不明瞭なところがある。]

甲2 3②2 ii②第二の不空如来藏の中にも亦、[次の乙1～乙3の]三義が有る。

乙1 3②2 ii②1第一は[不空如来藏には、染浄二分の如来藏の真如の側面としての]自體が有るから、〈妄法が[完全に]無體であること〉とは同じではないことである。

乙2 3②2 ii②2第二は、[不空如来藏は]恒沙の功德を具えているから、恒沙過患とは同じではないことである。

起信論に云う。「不空とは、自體有るを以て、無漏の功德を具するが故に」⁽²²⁸⁾と。

乙3 3②2 ii②3第三は[不空如来藏は]、體相の二大が冥和して不二である（＝第二真理命題）から、妄法の自性の差別（＝體相の二大が別個としてあること）とは同じではないことである。

起信論に云う。「亦、相の取るべきもの有ること無し。離念の境界は、唯、證とのみ相應するを以ての故に」⁽²²⁹⁾と。[『論』の]「離れず等」は前の解釋の通りである。理解（知）せよ。

[以上で]第九章釋相應門が竟った。

第十章 釋不作義理門一 [不作義理義]

云何が不作義利なるや。頌に曰く、

煩惱藏に纏覆せられ、 衆生を益すること能わざること、

蓮華の未開なるが如く、 金が糞中に在るが如く、

亦、月が盛満なるも、 阿脩羅に蝕せらるるが如し。

復た次に、衆生なる法身は、即ち如是の功德と相應せば、何故に、如来の徳用有ること無きや。應に知るべし、①此れ、蓮が未開なるが如し。諸の惡見たる葉が、共に包裹するが故なり。②金が廁に墮ちたるが如し。覺觀（＝分別）たる糞穢の中に在るが故なり。③満

月が蝕せらるるが如し。我慢が羅睺に執取せらるるが故なり。④池水が濁を被れるが如し。貪欲は塵土が混雑する所なるが故なり。⑤金山が翳を被れるが如し。瞋恚たる泥垢に封著せらるるが故なり。⑥虚空が覆れたるが如し。癡愚たる重雲に蔽わるるが故なり。⑦日が未だ出でざるが如し。無明習氣たる地中に在るが故なり。⑧世界が未だ成らざるが如し。六處たる水の大藏の中に在るが故なり。⑨雲に雨無きが如し。相違縁が現前するが故なり。總じて頌を為して曰く、

蓮金等の未だ開顯せざるが如く、 佛體 [における] 客塵たる翳も亦、然り。
是の時、功德は自から益せず。 此れに反すれば則ち、能く大利を爲す。

T31-893bc

第十釋不作義利 [門] の中に [次の] 四が有る。

第一節 1 初目は標題（徴—「云何が不作義利なるや」）を起こす、

第二節 2 第二は頌を立てる、

第三節 3 第三は解釋、

第四節 4 第四は攝頌、である。

第一節 — [標題（徴—「云何が不作義利なるや」）]

第二節 2 「頌を立てる」の中に就いては、

①初めの二句は法を説き、[衆生の法身が] 在纏にして [仏果の・衆生利益の] 用を闕いていることを明かしている。

②後の四句は喩として説き、[衆生の法身が] 實には（＝仏眼で見れば）有であるが、未だ現われていないことを顯わしている。

第三節 3 解釋に就いては [その] 中に [次の] 二 [が有る]。

第一款 3 ①先ず、問、

第二款 3 ②後には、答、である。

第一款 3 ①問の意味として [次のように] 云う。つまり（既）「衆生位の中の法身が、そのまま（即）佛果の功德と結合（相應）しているのなら、何故に、佛果の業用を起こさないのか」と。

〈最早（既）、用を起こすことが無いとするなら、どうして（如何）彼（＝衆生）に佛法（＝法身）が有ることを、知ることが出来る（得）のか〉、[という意味の間である]。

第二款 3 ②第二は『論』の「應に知るべし」[以] 下 [の記述] で、答である。[この答は、『論』の「①蓮が未開なるが如し」[以下] の [九喩の] ことを謂っている。是れは蓮（＝衆生の法身）が無い等のことではない。文中に九 [喩] が有る。

| 1 前の八は障 [礙] を具えていること、

2 後の一は因を闕いていること、である。

是故、此れ（＝衆生の法身）が未だ業用を起こさないとはいへ（雖）、是れが有ることは決定的である。又、此の九によって喩えられているものは、法身である。其れに「次の」二門が有る。

第一項 3②1 第一は九喩を通じて法身の徳を示す。

第二項 3②2 第二は個別に九喩を分「類」する。各々が法身の一なる徳を「次の九に分類して」喩えている。

第一項 —— 「①～⑨の九喩を通じて法身の徳を示す」

第二項 3②2 「九喩の分類」

第一目 3②2 i 第一は「①蓮華未開」の喩である。

法身なる・正行「によって実現した」の徳が、諸の邪惡の見によって（為）覆われているので、現われないことを喩えている。五見⁽²³⁰⁾が理に乖き、俱に惡見という名を「持つこと」を謂う。

第二目 3②2 ii 第二は「②真金が糞に墮ちた」喩である。

法身の真徳が、邪なる覺觀（＝分別）・正しくない思惟の爲めに汚されていることを喩えている。

第三目 3②2 iii 第三は「③脩羅が月を蝕ばんでいる」喩である。

法身の我の徳（＝悟り・真如が常住のこと）が、虚妄なる「我慢」によって（為）隠蔽せられていることを喩えている。

第四目 3②2 iv 第四は「④池水混濁」の喩である。

法身の大定（＝悟り・真如が禪定として有ること）の徳が、貪欲の爲めに定水（＝禪定の心）の混濁「状態」となって、清くないことを喩えている。

第五目 3②2 v 第五は「⑤泥汚の金山」の喩である。

法身の大悲の徳を（以上大正44-73a）、曠患の爲めに衆生が違害していることに喩えている。

第六目 3②2 vi 第六は「⑥雲が虚空を蔽っている」喩である。

法身の空慧の徳が、愚癡の雲の爲めに蔽われている障「礙」に喩えている。

第七目 3②2 vii 第七は「⑦日が未出現」の喩である。

法身の本覺の徳が、根本無明・習氣によって（為）覆われていることに喩えている。

第八目 3②2 viii 第八は「⑧世界未成」の喩である。

法身の種性の徳が、六處⁽²³¹⁾の空聚⁽²³²⁾に在っては未生芽であることを喩えている。寶性論に云う。「真如の性は六根聚經の中に説くが如く、如是の六根は、從無始世來、畢竟究竟して諸法の體の故なり」⁽²³³⁾と。無上依經にも亦、此の文が有る⁽²³⁴⁾。「これらは」全て（並）真如を體と爲すのであるから（以）、若し瑜伽の六處（＝禪定における「第」六處⁽²³⁵⁾）が殊勝⁽²³⁶⁾である等というのは、有爲性の観点から説いているのであるから、此の教とは同じではない。

第九目 3②2 ix 第九は「⑨空雲に雨が無い」喩である。

法身に徳を闕く義を喩えている。了因（＝智慧）を闕くから（以）、相違の縁が現前することを云い、正しく修行に順ずる因を得ずして、但、無明等の諸煩惱のみが有るから、[このように]云うのである。

又 [次のようにも] 解釋されるが、此れも亦、總じて諸惑による覆障を結「論づけている」のである。

[つまり] 前 [記] の九種の [在纏の] 因縁に由るから、實に彼（＝衆生）と結合（相應）している佛法が有ると雖も、而かも用を起こすことはできない（不得）のである。

第四節 4 [摂頌] 『論』の「蓮華等の未だ」以下の二重頌は、義を明了にするのであるから、記持（＝記憶）し易く [するためである]。

4①初めの三句は、法身が在纏していることを明かして、用を起こすことができない（不得）ことの [意味] である。[そこには] 喩が有り、教義（法）も有る。[簡] 略に初めに二喩（＝蓮と金）を擧げている。餘 [の喩一月・池水・虚空等] も皆、これと等しい。

4② [その] 下の [最後の] 一句は、此れと反 [対に] 出纏を明かしている。つまり（便）、[報・化の] 大用を起こすことである。

[以上で] 第十章釋不作義利門が竟った。

第十一章 釋作義理門一〔作義理義〕

云何が作義利なるや。頌に曰く、

- ①池が無垢濁なるが如く、蓮が大開敷するが如く、
亦、上真金が、衆の糞穢を洗除せしが如く、
- ②虚空は清淨にして、朗月を星が圍繞するが如く、
離欲・解脱時の、功德も亦、如是なり。
- ③譬えば日が明らかに現われるや、威光が世間に遍くが如く、
地が衆穀を生ずるが如く、海が衆寶を出だすが如く、
- ④如是、衆生を益して、諸有従り脱せしむ。
諸有の性を了知して、而かも大悲を起こし、
- ⑤若しは盡、若しは不盡、斯れ皆、所著無し。
佛心は大雲の如く、實際なる空に住し、
- ⑥三昧・總持の法なる甘雨が、時に隨いて降らば、
一切の諸善の苗は、此れに因って生長せん。

此の偈中に、義は前と相い反す。應に知るべし、則ち是れ清淨法身なり。客塵なる衆患を

遠離するが故、自性なる功德を成就するが故なり。斯の法を證する者を、則ち如來應正等覺と名づく。①常住・②寂靜・③清涼・④不思議なる涅槃界に於いて、恒に安樂を受け、一切衆生の歸仰する所と為らん。

T31-893c

釋作義利の中にも亦、[つぎの] 三 [が有る]。

第一節 1 標題 (徴—「云何が作義利なるや」)

第二節 2 頌

第三節 3 解釋、である。

第一節 —— [標題 (徴—「云何が作義利なるや」)]

第二節 2 六頌の説明

頌の中に六偈が有る。[それは次の] 二 [種類に] 分 [類される]。

第一款 2 ①初めの三頌半 (= 「①池が無垢濁なるが如く……④諸有従り脱せしむ」) は、<[衆生の法身が]、出障しているから、[報・化は、衆] 生を益することが出来ること>を明かにする。

第二款 2 ②後の二頌半 (= 「④諸有の性を了知して……⑥此れに因って生長せん」) は、<[衆生の法身が]、具徳しているから、[報・化は、衆] 生を益することが出来ること>を明かにする。

第一款 2 ① [初の三頌半 出障の益が生じること]

第一項 2 ① 1 前 (= <出障の益が生じること>) の中に就いては、初めの二頌 (= 「①池が無垢濁なるが如く……②功德も亦、如是なり」) は、

第一目 2 ① 1 i 先 [の半頌 = 「①池が無垢濁なるが如く、蓮が大開敷するが如く」] が出障を明かす。

第二目 2 ① 1 ii 後の一頌半 (= 「①亦、上真金が……②功德も亦、如是なり」) が、正しく [報・化が、衆] 生を益している [事態] を明かしている。

第二項 [初の二頌 の再説] 2 ① 2 前の中に就いて、亦、[次の] 二 [目が有る]。

第一目 2 ① 2 i 初めの一頌半 (= 「①池が無垢濁なるが如く……②朗月を星が圍繞するが如く」) は [下記の5の] 喩による説 [明] を明らかにする。[つまり] 出障を説いて、前 [述] の在纏の諸喩に言及 (牒) して、皆、出 [障できること] を明かしているのである。

①初め (= 「①池が無垢濁なるが如く」) は、定水が澄清である喩、

②第二 (= 「①蓮が大開敷するが如く」) は、大行の華が開く喩、

③第三 (= 「①亦、上真金が」) は、堅慈が出穢する喩、

④第四 (= 「①衆の糞穢を洗除せしが如く」) は、空慧が除障する喩、

⑤第五 (= 「②虚空は清淨にして、朗月を星が圍繞するが如く」) は、我れが具徳を得ている喩、である。

第二目 2①2 ii [それ以] 下の半 [偈] (=「②離欲・解脱時の功德も亦、如是なり」) は教義(法)を説いており、上記(前)の五種の功德(=2①2 i ①~⑤)に対応(合)させて「説明する」から、「②離欲・解脱の時の功德も亦、如是である」と云っているのである。

第三項 [残りの一頌半] 2①3 [報・化として] [衆] 生を益する中(=第一款2①) [の残りの一頌半即ち第三偈=「③譬えば日が明らかに現われるや、威光が世間に遍きが如く、地が衆穀を生ずるが如く、海が衆寶を出だすが如く」及び続く半偈=「④如是、衆生を益して、諸有従り脱せしむ」] に就いては [次のように理解される]。

第一目 2①3 i [残りの一頌半の] 初めの一頌(=第三偈「③譬えば日の明らかに現われるや、威光が世間に遍きが如く、地が衆穀を生ずるが如く、海が衆寶を出だすが如く」) は喩を擧げて [衆生の法身の [現象界における報・化の用らきとして]、以下の三種の] 用らきを顯わしている。

- ① [初めは]、上の半 [偈=「③譬えば日の明らかに現われるや、威光が世間に遍きが如く」] がく明が光を舒べて世を照らす」という [衆生利] 益、
- ② 第二・[次の半偈の半分=「③地が衆穀を生ずるが如く」] は福なる地が人(物)を生かすという善苗の [衆生利] 益、
- ③ 第三・[続く半分=「③海が衆寶を出だすが如く」] は、徳なる海が其の聖寶を出 [現] させる [衆生利] 益、である。

此(=第一目)の・後の二つの喩(=②地と③海)は、前の文には無い所である。

第二目 2①3 ii [残りの一頌半] の下の半 [偈=「④如是、衆生を益して、諸有従り脱せしむ」] は、教義(法)に上記(前)の三益(第一目の①~③)を対応(合)させることによって(以)、衆生を諸有處から(従)解脱させた(令・得)時のことを謂っている。[この解脱が実現するの] 亦、[次の] 三事に由るのである。

- ① 第一は智が障を破すこと、
- ② 第二は善根が増すこと、
- ③ 第三は聖果を證すること、である。

以上(上來)で出障の益が生じること(=第一款 2①初めの三頌半) [の解説] が竟った。

第二款 2② [後の二頌半 具徳の益が生じること]

第二は [第四偈後半の] 「④諸有の性を了知して」(以上大正44-73b) [以] 下 [の二頌半] で、<[衆生の法身が] 具徳しているから [報・化が衆] 生を [利] 益すること>を明かにしており、[その] 中にも亦、[次の] 二 [が有る]。

第一項 2②1 先きの兩頌 (= 「④諸有の性を了知して、而かも大悲を起こし、⑤若しは盡、若しは不盡、斯れ皆、所著無し。佛心は大雲の如く、實際の空に住し、⑥三昧・總持の法なる甘雨が、時に隨いて降らば」) は具徳を明かにしている。

第二項 2②2 後の半頌 (= 「⑥一切の諸善の苗は、此れに因って生長せん」) は [衆] 生を「利」益することを明かにしている。

第一項 2②1 前の中で [衆生の法身が、次の] 三徳を具しているのを明かにしている。

第一目 2②1 i 第一は悲と智が相い導く徳、

第二目 2②1 ii 第二は心なる雲が空に遍じている徳、

第三目 2②1 iii 第三は定 (= 三昧)・[總] 持が法に住している徳、である。

第一目 2②1 i 初の中の

甲1 [第四偈後半の]「④諸有の性を了知して」とは、

〈大智が、明了に三有⁽²³⁷⁾は空⁽²³⁸⁾寂なること (= 第二真理命題) を知り、而かも不染なること〉を明かにしているのである。[続く]「④而かも大悲を起こし」と言うのは、〈大悲は衆生を捨てないから、還って諸有⁽²³⁹⁾の中に入ることによって (以)、他 (= 衆生) を攝している〉ことを明かしているのである。

甲2 [第五偈前半の]「⑤若しは盡 (= 現象界)、若しは不盡 (= 涅槃)⁽²⁴⁰⁾ [に対し]、(斯れ) 皆、所著無し」と言うのは、

智によって (以)、空を了するから、不盡 (= 涅槃⁽²⁴¹⁾) に [執] 著しないのである。[悟り・真如に至りつつ、利他行として] 悲を起こして他 (= 衆生) を攝するから、盡 (= 現象界⁽²⁴²⁾) に [執] 著しない⁽²⁴³⁾のである (= 第四真理命題)。[以上は] 境の観点から云っているから、既に [一切は] 〈無二であるので、唯、一なる無礙の境〉なのである。行の立場から言えば、[後得智による利他行なる] 悲 (= 俗諦) と [根本無分別] 智 (= 勝義諦) とは 〈無二 (= 第二真理命題) であるから、唯、一なる無住の行〉なのである。維摩經の中の「盡無盡法門」⁽²⁴⁴⁾に會釋して理解すべきである (可知)。

第二目 2②1 ii [第二の第五偈後半の]「⑤佛心」[以] 下の二句 (= 「⑤佛心は大雲の如く、實際なる空に住し」) と云うのは、

甲1 [悟り・真如としての] 心 (= 法身) という雲が、空⁽²⁴⁵⁾に遍じている徳を明らかにしている。〈[法身は]、諸有において、若しは盡、若しは不盡に関して、既に皆 [執] 著しないのなら (以)、何處に住するのか〉[と言うなら]、〈實際なる空⁽²⁴⁶⁾處に住している〉ことを謂っているのである。無障礙であるから、佛が [衆] 生の為めに法を説く心は猶、大雲の如くなることを明かしている。此れは應に [衆生利益の為に、仏が] 諸有の處 (= 現象界) に住しているのであるが、そして (然) [仏は 〈實際なる空⁽²⁴⁷⁾處に住している〉にも拘らず]、諸有における無實

際（＝俗諦としての個物）に徹している（＝真俗双運⁽²⁴⁸⁾）のである。是故、身を現じて三有の中に在るのであるが、[それは、] 同時に（即）實際（＝真如）の處（＝勝義諦の世界）に安住しているのである（＝第二真理命題）。[丁度] 草等を波の上に置くと、直ちに（即）水に著いて、初めから水を離れないで、常に波の上に現われるようなものである。佛も亦、如是。涅槃を起こさずに（不⁽²⁴⁹⁾）、[後得知として] 身を生死（＝輪廻）に現わすのである。[仏の] 八相として [出現した] 化 [身] の用も亦、法身 [の用⁽²⁵⁰⁾] なのである。

甲2 常住の法身は、[現象界では、応化二身として] 恒に作用を起こす。佛は [真と俗との] 二を分けることはしない（＝悟り・真如における・俗即真なる第二真理命題）。[以上の説明に] 思いを [致して] 理解すべき（可見）である。

第三目 2②1 iii [第] 三 [の第六偈前半「⑥三昧・總持の法なる甘雨が、時に隨いて降らば」] は、

〈定・持が法に住する徳〉である。無量の三昧門（＝定）に由って [行者は] 法（＝真如）と結合（相應）することが出来る（得）のであるから、無量の陀羅尼（＝[總] 持）に由って、法を持して失わないのであって、是故、方に乃ち諸衆生の為めに大法雨を注ぐのである。前門（＝第十章）の中 [の第九喩で説明した] 「雲に雨無きが如し」とは、未だ障を出していないから [このように言うのである]。世間の雲雨には [次の] 四義が有る。

- ①第一は雲を起こすこと、
- ②第二は空に遍じていること、
- ③第三は水を含んでいること、
- ④第四は雨を注ぐこと、である。

今（＝悟り・真如の説明）も同じ（爾）である。佛も亦、上記（斯）の四義を具えている。次のように [上記の] 四句を理解すべき（可知）である。[尚]、下の半 [偈＝「⑥時に隨いて降らば」] は [衆] 生 [利] 益を明らかにしている。

第二項 2②2 但、世間の雨の下には、二種の [利] 益が有る。

- i 第一は炎熱を減すること、
- ii 第二は苗稼を生長させること、である。

法雨にも亦、[次の] 二 [が有る]。

- i [第一は] 惑滅すること、
- ii [第二は] 徳を生ずること、である。

今は但、徳を生ずる観点から [の記述である] から、[第六偈後半に] 「⑥一切の諸善の苗等」と云っているのである。[この意味は、菩提心が] 〈未だ有らざる者に生ぜしめ、已に生じた者には長ぜしむる〉のは、皆、法雨を用いる [ということである]。是故、大義

利の〔利〕益を成〔立〕させるのである。

第三節 3 解釋分

第三の解釋の中の文に〔次の第一款～第三款の〕三が有る。

第一款 3①第一は全体として(總)『論』の「前と(相い)反す」〔との記述で、これは〕、
〈前門(=第十章)は在纏〔の記述であるから、〔衆生〕利〔益〕の用なきが無い〔のに対して〕、今(=第十一章)は障を出た〔事態の記述である〕から、〔これとは反対に〕大益が有る〉ことを謂っているのである。

第二款 3②第二は〔続く『論』の〕「應に知るべし」〔以〕下〔の記述〕で(以上大正44-73c)、智斷の勝徳を具えていることを明かにしている。〔その〕中に〔次の〕二〔が有る〕。

第一項 3②1先(=「則ち是れ清淨法身なり。客塵なる衆患を遠離するが故」)は斷徳が究竟すること、障が盡きないことが無いから、前(=第二節第一款)の出障〔の利益〕を解釋している。

第二項 3②2後(=「自性なる功徳を成就するが故なり」)は、「成就」等〔の記述〕で智徳が圓滿していることを明かにしている。徳として熟していないことが無いから、後(=第二節第二款)の具徳(第二節第二款第一項)を解釋しているのである。

第三款 3③第三は〔続く『論』の〕「斯(の法)を證する者を」〔以〕下〔の記述〕で、法によって(以)〔衆生利〕益を成〔立〕させることであり、〔初地以〕前の二位の〔衆〕生を〔利〕益することを解釋している。〔その〕中に〔次の〕二〔が有る〕。

第一項 3③1先(=「斯の法を證する者を、則ち如來應正等覺と名づく。常住・寂靜・清涼・不思議なる涅槃界に於いて、恒に安樂を受け」)は、自の〔利〕益を成〔立〕させている。

第二項 3③2後(=「一切衆生の歸仰する所と為らん」)は、他(=衆生)〔利〕益を成〔立〕させている。

第一項 3③1前(=自利)の中に〔次の第一目、第二目の〕二句〔が有る〕。

第一目 3③1 i 初め(=「斯の法を證する者」)は、

法を證して行者(人)の益(=自利)を成〔立〕させる。亦、大菩提の〔利〕益を成〔立〕させるから、「斯(の法)を證(する者)…乃至等覺(と名づく)」と云っている。

第二目の1 3③1 ii 第二は〔続く『論』の〕「常(住・寂靜・清涼・不思議なる涅槃界)に於いて」〔以〕下〔の記述〕で、

[これは自] 受用法樂の [利] 益であり、[これは] 亦、大涅槃の [利] 益を得たことでもあるのだが、涅槃界の中に、[次の] 四勝徳を具えていることである。

- ①第一の「常住」とは、凝然・不變のこと (=第三真理命題)、
- ②第二の「寂靜」とは、二障の習 [氣] が盡きていること、
- ③第三の「清涼」とは、熱惱なる苦報を遠離して [それが] 盡きていること、
- ④ [第四に] 「不思議涅槃界」と曰うのは、全体 (總) としての結 [論] であり、無邊の功徳を具え即ち圓寂が究竟していることである。「恒に安樂を受く」と言うのは、このような究竟の樂を領納しており、[その樂は] 盡未來際に永く斷絶することが無いことで、それ故「恒に…受く」等と云うのである。

第二目の2 又、前 (=第二目の1) の四句 (常住・寂靜・清涼・不思議) を [別様に] 解釋すれば [次の通り]。

常・[樂]・我及淨を顯わしており、此の中で、四徳圓滿を究竟の果と為すこと、を顯示しているのである。

第二目の3 又、[次のようにも] 解釋される。

- ①「常」は法身のこと、
- ②「寂」は解脱のこと、
- ③「清涼」は般若のこと、
- ④結 [論] として [これらの] 三徳 [が具わっている事態を] 涅槃と為すことで、[これを] 「不思議」等と云う。

第二項 3③2第二 (=利他) の「一切 (衆生の歸仰する所と) 為らん」 [以] 下 [の記述] は、

利他が成立していることを明かにしている。[仏が俗世に] 現身して説法すること (=第四真理命題) 等を謂い、衆生を [悟り・真如に] 歸向させるからである。

[以上で] 釋作義利門が竟った。

第十二章 釋一性門一 [一性義]

云何が一性なるや。頌に曰く、

①此れは即ち是れ法身なり、 亦、即ち是れ如來なり。

如是は亦、即ち是れ、 聖諦第一義なり。

②涅槃が佛と異ならざるは、 猶し、冷即ち水の如し。

功徳は相い離れず、 故に涅槃と異なること無し。

若し如來の法身が涅槃と異ならば、經中に應に如是の説を作すべからず。彼の頌に曰うが如し。

「衆生界が清淨なるは、應に知るべし、即ち法身なりと。

法身は即ち涅槃なり、涅槃は即ち如來なり。」

復、次に、有る經に言うが如し。「世尊よ。即ち此の阿耨多羅三藐三菩提を涅槃界と名づく。即ち此の涅槃界を如來の法身と名づく。世尊よ。如來と異なること無く、法身と異なること無し。如來と言うは、即ち法身也」と。

復、次に、應に知るべし。此れ亦、苦滅諦に異ならず。

是故、經に言く、「苦の壞するを以て苦滅諦と名づくるに非ず。苦滅と言うは、從本已來、①無作・②無起・③無生・④無滅・⑤無盡・⑥離盡・⑦常・⑧恒・⑨不變にして、⑩斷絶有ること無く、⑪自性清淨なり・遠離一切煩惱藏にして、過恒河沙の不離・不脱智・不思議諸佛法を具足するを以てなり。是故、説いて如來の法身と名づく。世尊よ。即ち此の如來法身が、未だ煩惱藏を離れざるを、説いて如來藏と名づくるなり」と。「世尊よ。如來藏智は、是れ如來空智なり。世尊よ。如來藏は、一切の聲聞・獨覺が本より見ざる所、本より證せざる所にして、唯、佛・世尊のみが、——永く一切の煩惱藏を壞し、具さに一切の苦滅道を修したまえる——證得する所なり」と。

是故、當に知るべし。佛と涅槃と差別有ること無し。譬えば、冷觸は水と異ならざるが如し。復、次に、應に知るべし。唯、一乘道有り。若し爾らざれば、此れに異なりて應に餘の涅槃有るべきが故なり。同一法界に豈、下劣涅槃と勝妙涅槃と有らんや。亦、下・中・上の勝劣に由りて、諸因は而かも一果を得ると言うべからず。現に因の差別を見れば、果も亦、差別するを以ての故なり。是故、經に言う。「世尊よ。實に勝劣もて法を差別するものが、涅槃を證得することは無し。世尊よ。諸法を平等とするものこそ涅槃を證す。世尊よ。平等智・平等解脱・平等解脱 [知] 見のもののみが、涅槃を證得す。是故、世尊よ。涅槃界は名づけて一味と為す。所謂、平等味・解脱味也」と。

T31-893c~894a

第十二は釋一性門である。[その] 中にも亦、[つぎの] 三 [が有る]。

第一節 1 標題（徴—「云何が一性なるや」、

第二節 2 頌、

第三節 3 解釋、を謂う。

第一節 —— [標題（徴—「云何が一性なるや」）]

第二節 2 頌 [の説明]

頌の「説明」の中での二頌を、[次の] 三に分[類]する。

第一款 2①『論』の初めの第一偈（＝「①これは即ち是れ法身なり、亦、即ち是れ如來なり。如是は亦、即ち是れ、聖諦第一義なり」）は、「四義⁽²⁵¹⁾の一性門」を標[示]している。

第二款 2②次の[第二偈の] 上半[分＝「②涅槃が佛と異ならざるは、猶し、冷即ち水の如し」]は、「境智一味門」を標[示]している。

第三款 2③第三は、[第二偈の] 下半[分＝「②功德は相い離れず、故に涅槃と異なること無し」]は、「因果一乘門」を標[示]している。

第一款 2①[第一偈＝「①これは即ち是れ法身なり、亦、即ち是れ如來なり。如是は亦、即ち是れ、聖諦第一義なり」]の中に、「此れ」と言うのは、前門（＝第十一章）の中の所成の「佛果」のことである。

寶性論に云う。「無漏の法界の中に、如來藏に依りて四種の義有り」⁽²⁵²⁾と。此の論の・[以] 下[に記述される] 解釋の中に、『寶性論』の頌を引[用]して[次のように] 云う。「衆生界が清淨なるは、應に知るべし、即ち法身なるが故なり」と。又、寶性論の中に、『不増不減經』を引[用]して、此義を解釋して[次のように] 云う。〈舍利弗に言く、「如來藏とは、即ち法身である」⁽²⁵³⁾〉と。故に彼の論（＝『寶性論』）の中で此の四義は[次のように] 解釋される。「第一に恒沙の功德の法の與めに依止と為ることを不相離の義の観点から、法身と名づける。第二に了因（＝智慧）を得て引出するの義の観点から如來と名づける。第三に法體が虚妄を離れている義の観点から、第一義諦となづける。第四は障が盡き徳が圓[満]しているという義の観点から、涅槃と為す」⁽²⁵⁴⁾と。然るに此の四義には[仏果と] 別異なる[本] 性は無いから、「即是」（＝〈そのまま直ちに…である〉）と云っているのである。彼の論（＝『寶性論』）の頌に云う。「法身及如來、聖諦と涅槃は、功德相い（以上大正44-74a）離れず、光が日を離れざるが如し」⁽²⁵⁵⁾と。詳しく（廣）解釋すれば彼（＝『寶性論』）の通りである。

第二款 2②第二[偈の上半分＝「②涅槃が佛と異ならざるは、猶し、冷即ち水の如し」]に「涅槃が佛と異ならざるは」等と言うのは、「境（＝涅槃）智（＝佛）一味門」を標[示]している。[その] 中に於いて

第一項 2②1初句（＝「②涅槃が佛と異ならざるは」）は教義（法）を説いている。

第二項 2②2下の句（＝「②猶し、冷即ち水の如し」）は喩を説いている。

第一項 2②1前の中に、此の四義（＝法身・如來・第一義諦・涅槃）が、佛と同體（＝第一真理命題）なることを明かにしている。四義は所證なる法（＝境）であり、佛は能證なる智であることを謂う。

[その] 境（＝所）と智（＝能）は深く合して（冥和）いて[両者に] 別の二性が無い（＝第一真理命題）から、「異ならざる」と云う。又、此の智は、亦、如來藏[の淨分]を[その本] 性とし

ており、別法は無いのであるから、是故、「異ならない」のである。又、寶性論に云う。「一切種智を覺せば、一切の習氣を離る。佛及涅槃の體は、第一義を離れず」⁽²⁵⁶⁾と。彼（＝寶性論）は自から解釋して云う。「此の四種の名は、如來の法身なる無漏界の中に於いては、一味一義にして、相い捨離せず。一法門を離れずして、一法なる體を離れず。此れは何の義を以て、一切の法〔のにかかる有り方を〕證せらるるか。i 一切智を覺すること、ii 及び一切の智障・煩惱障・習障を離すること、此の二種の法は、無漏なる法界の中に於いては、不異・不差別・不斷・不相離なり。乃至廣説」⁽²⁵⁷⁾と。

第二項 2②2 第二のたとえ（喩況）の中に、「②猶し、冷即ち水の如し」と言うのは、これに〔次の〕二⁽²⁵⁸⁾義が有る。

第一目 2②2 i 第一は通喩で、前後に三門⁽²⁵⁹⁾〔が有る〕。皆、同一の〔本〕性である。「冷即水」という通りである。

第二目 2②2 ii 第二は別喩で、此の門は、〈所證の涅槃と能證の智と〔の関係〕は、水と乳との〔関係の〕ようなものではなく、二體は相い合している〉のだから、「不異」と云い、〔両者の〕同一性によって、「冷即水」と同じであるから、「不異」と云うことを明かにしている。此の冷は涅槃を喩えている。生死の諸熱惱を離れているのであるから。水は佛智を喩えている。澄清に現照しているからである。又、水は涅槃を喩えている。本性は潤滑であるから。冷は佛智を喩えている。惑なる熱惱を涼するからである。寶性論の中に、「如光不離日」⁽²⁶⁰⁾と〔有る〕のは、此の義と同じである。

第三款 2③第三は〔第二偈の〕下の二句（＝「②功德は相い離れず、故に涅槃と異なること無し」）で、「因果一乘門」を標〔示〕しているが、この佛果の功德は、衆生の如來藏〔の淨分〕と、相い離れないから、是故、衆生は皆、必ず佛なる涅槃を得るのである。

〔仏果は〕因（＝衆生の如來藏）に在り、果（＝始覺）に在って、〔それが別〕異なる法では無いから、故さらに、三乘〔各々〕に別異なる涅槃は無いのである。

第三節 3 解釈

第三の解釋の中にも亦、〔次の〕三〔が有る〕。

第一款 3①先ず「四⁽²⁶¹⁾義一性門」を解釋する。

第二款 3②第二は「境智一味門」を解釋する。

第三款 3③第三は「因果一乘門」を解釋する。

第一款 3①四義一性門の解釋

初め（＝「四義一性門」）の中に〔次の〕二〔が有る〕。

第一項 3①1 先ず、〈法身は涅槃にして、二義無きこと〉を解釋する。

第二項 3①2後に詳しく(具)、四義(=法身・如来・第一義諦・涅槃)が無差別なること(性)を解釋する。

第一項 3①1前の中に[次の第一目、第二目の二がある]。

第一目 3①1 i 第一(先)[に考えられる解釋]は、執に言及(牒)するもので[それ故これは仏教]全体(總)[に通ずる解釋]ではない。[つまり、これは]小乗が戒の功徳法⁽²⁶²⁾を説いて、それ(=戒・定・慧・解脱・解脱知見の五分)を(以)法身と[解釋]することを謂う。

[小乗では]要ず此等(=執?)を滅し、そうすれば(乃)法性(=無餘涅槃)が實現する(爾)[とするのである]⁽²⁶³⁾。方に無餘涅槃を得る[ということである]。今はつまり(即)このことを言っているのでは無い(不爾)から、[五分法身と云わずに]「如来法身」等と言う。

第二目 3①1 ii 第二[の解釋]は、『論』の「彼(の頌に曰うが)如し」[以]下[の記述]で、『論』はその次の頌(=「衆生界が清淨なるは、應に知るべし、即ち法身なりと。法身は即ち涅槃なり、涅槃は即ち如来なり」)を引[用]して[この第二の]解釋を成[立]させている。

[この引用頌にある]「衆生界」と言うのは、如来藏のことである。「清淨」とは、出纏を明かにしているのである。「即ち法身なり」とは、功徳の(以上大正44-74b)法Bの與めに依止と為ること(=第十一定理)で、[衆生界・如来藏が]性徳を具えているからである。つまり(即)涅槃とは、①自性清淨の故に障の本性が滅している[事態]なのであるから、②障は淨ではないから、③それ(=障)によって(以)徳を顯わすことは無いのであるから、「即」(=そのまま=衆生界・如来藏の清淨なる事態がそのまま法身、法身はそのまま涅槃)と云うのである。[涅槃は]「即ち如来なり」と言うのは、了因(=智慧)⁽²⁶⁴⁾は果徳に至ることを可能(得)とするのであるから、「來」と名づけることを顯かにしているのである。

第二項 3①2第二に、『論』の「復、次に有る(經に言うが)如し」[以]下[の記述]は、勝鬘經を引[用]して四義(=法身・如来・第一義諦・涅槃)の無差別性を[詳しく]解釋している。その中で、四事の無別を解釋するのに、即ち[次の]四句を設定(為)している。

第一目 3①2 i 第一は佛果即涅槃、
第二目 3①2 ii 第二は涅槃即法身、
第三目 3①2 iii 第三は法身即如来、
第四目 3①2 iv 第四は如来即聖諦、である。

第一目 3①2 i 初めの中に『論』が続いて「即ち此の阿耨多羅三藐三菩提を涅槃界と名づく」と言うのは、3①2 i 第一の「佛果即涅槃」を明かにしているのである。

〈菩提 (= 仏果) は覺と云われるが、[それは] 大智 (= 能・阿耨多羅三藐三菩提) のことである。涅槃を圓寂と名づけるが、つまり (即) [それは] 正理 (= 所) のこと〉を謂っているのである。亦、「菩提 (= 仏果・阿耨多羅三藐三菩提) はそのまま (即) 涅槃である」ということについては、[以下の] 諸説が有り [その説明は] 同じではない。

甲1 [第一説] 3①2 i①一 [説] に云う。「智 (= 菩提・阿耨多羅三藐三菩提) は、理を證するのだから (以)、無分別 (= 涅槃) と同 [体] である。故に「即」と名づける。〈彼の智法 (= 能) が、理 (= 所) と同 [体] であるところの凝然 (= 所) のこと〉ではない」と。

甲2 [第二説] 3①2 i②一 [説] に云う。菩提には [次の] 二種が有る。

- i 第一は「修によって起こる菩提」で、『起信論』の 始覺の智のことを謂う。
- ii 第二は「本有の菩提」で、『起信論』の 本覺の智を謂うのである。

[維摩詰] 經に云う。「寂滅は是れ菩提。諸相を滅するが故に」⁽²⁶⁵⁾と。今 [この『論』] は本覺に関して (就) [云っている] のであるから、「[本有菩提] 即涅槃」と云い、〈始覺も亦即涅槃〉と謂っているのではない、と。

甲3 [第三説] 3①2 i③一 [説] に云う。即ち「此の始覺の智の體は [行者に対して、修行という] 縁に従って成 [立] する。[その体の本性は] 必ずや無自性にして、[この] 無 [自] 性の理はそのまま (即) 涅槃である。

若しそうでないなら (不爾)、どうして (豈) 此の智が、〈一切の諸法は悉皆平等なのであって、そうであるのに、[個物が独立に、夫々] 獨り自在であって [平] 等でない〉などと證することがあろうか。定は、是故、内 (= 禪定において) では、^{おの} 自ずから平等なのであるから、「大涅槃」とされるのであり、外に [境の真如としての有り方を] 照らしたすこと (= 真俗双運) をも止めない (不失)。「かかる事態を」菩提の智と名づける。寶性論の中に、「如光不離日」⁽²⁶⁶⁾ [と云うの] は、此の意味 (義) である」と。

甲4 [第四説] 3①2 i④一 [説] に云う。「此れは 〈「性が淨・涅槃」であることが、一切法の中に悉く具有されている〉 のであるから、「菩提即亦涅槃」と説く」と。

甲5 [第五説] 3①2 i⑤一 [説] に云う。「もともと (既に) 此の智の用は本 [来] 如來藏従り縁起する。是故、果に至った時には、無明の障が盡きている。つまり (即) 今は此の智は深い道理 (冥) として同じ本性であるからである。

起信論に云う・「始覺即同本覺」⁽²⁶⁷⁾ とは、此の意味 (義) である。又、梁の攝論に云う。「此の法身従り流れざる無く、還りて此の法身を證せざる無し」⁽²⁶⁸⁾ と [いうの] は、斯の意味 (謂) である」と。

[上記の] 五つの解釋の中で、今の此の論の主張 (宗) は、第三の解釋の設 [定] に當

たる。

第二目 3①2 ii 『論』に、続いて「即ち此の涅槃界を如來の法身と名づく」と言うのは、第二の「涅槃即法身」を明かにしているのである。

此の眞理が佛果として実現（至）した時、恒沙の・修生（＝始覺）と本有（＝本覺）との諸功德の法を具足することになるが、[涅槃は、この事態の] 依止となる（為）から、法身と名づけるのである。

第三目 3①2 iii 『論』に、続いて「世尊よ。如來（と異なること無く）」等と言うのは、第三の「法身即如來」の義を明かにしている。

此の眞性が果として実現（中に至）すれば、[眞性（＝法身）は] 智（＝如來）と不二[となる]（以上大正44-74c）から、方に如來と名づけるからである。轉法輪論に云う。「第一義諦を如と名づく。正覺を來と名づく。正覺を第一義諦と名づく。故に如來と名づく」⁽²⁶⁹⁾と。

第四目 3①2 iv 『論』に、続いて「復、次に（應に知るべし）」と言う[以]下[の記述]は、第四の「如來即聖諦」の義を解釋している。中に[次の]二[が有る]。

甲1 3①2 iv①初めは義を標[示]する。

甲2 3①2 iv②第二は解釋[として經]を引[用]する。

甲1 3①2 iv①初めの中に『論』が「此れ亦、苦・滅諦に異ならず」と言うのは、

〈此の出纏の法身（＝滅諦）A1が、在纏の苦法（＝苦諦）Bと異ならず（＝第二眞理命題）、[仏]性（＝勝義諦）A1と[生]滅（＝俗世間）Bとは平等なる眞理（＝同）であることを明かにしている。[分別]心Bと[仏]性A1とは無二（＝同）であることを謂うからである。

甲2 3①2 iv②第二に『論』の「是故、（經に言く）」[以]下[の記述]は、解釋として[經を]引[用]する中で、[原典に]還って勝覺經⁽²⁷⁰⁾（大正12-221c-高崎332注7）を引[用]して[次の乙1・乙2のように]解釋している。

乙1 3①2 iv②1初めに『論』が勝覺經から引用する「苦の壞するを以って苦滅諦と名づくるに非ず」とは、否定的表現（非）を簡んで[記述して]いるのである。

彼の事（＝苦）の滅を[表現としては]簡[び出し]ているのではあるが、これは[本性としての滅（＝涅槃）の]ことであるから、小乗中の灰身滅智[つまり]破壊すべき苦の盡を、方に滅諦と名づけているのではない。今はつまり（即）そういうことではない（不爾）⁽²⁷¹⁾のであるから、「（苦の壞するを）以って（苦滅諦と名づくる）等に非ず」と云っているのである。

乙2 3①2 iv②2第二に[続く・論]の「苦滅諦と言う」[以]下は、是のことを顯かにしているのである。苦等の本性が自から[寂]滅していること（＝寂滅・

涅槃) —第二真理命題—を明かにしていることを謂っているのであり、今は [苦の] 斷離のことを [謂っているの] ではない。[その] 中に [次の] 二が有る。

丙1 3①2 iv②2 i 初めは、苦が [寂] 滅して [苦が] 真として顯われること (= 第二真理命題) を明かにしている。

丙2 3①2 iv②2 ii 第二は、染を離れ淨が顯われることを明かにしている。
亦、初め (丙1) は苦諦を翻えす (= 轉換) ことによって (以)、[苦が真如としてある] 真如 A1 の體大の義を顯わしているのであり、後 (丙2) は集諦を翻えす (= 轉換) こと (反) によって (以)、真如 a2 の相大の義を顯わしている。

丁1 3①2 iv②2 i 前の中に [次に述べる丁1と丁2の] 十一句 [が有る]。

丁1 3①2 iv②2 i ① [これを要約すれば] 初めの [①無作~⑥離盡の] 六句は苦を翻がえすこと、

丁2 3①2 iv②2 i ②後の [⑦常~⑩自性清淨の] 五句は真を顯わすこと、である。

丁1 3①2 iv②2 i ①前の中で、<どうして (何以)、此の苦を除くことをせずとも、境が^{おの}自ずから滅することがあるのか>と謂って、『論』は [次の] 六因が有ることを解説している。

1 第一は此の苦法は、無始の本際従り來のかた、もともと (既) 縁に従って起こるので (以)、彼の諸縁は [勝義としては] 各無作 [用] (= 第六定理) なのであるのだから、つまり (今)、此の苦法は本來 [自] 性は滅している (= 無自性) のだから、[行為主体・能生の縁が存在 (= これを第一真理命題系1と呼ぶことにする) 故に、『論』に] 「①無作」 (= 第六定理) と云うのである。

2 第二はもともと (既=勝義としては) 能生の縁は本 [來] 無作 [用] (= 第六定理) なのであるから、つまり (今) 所生の苦法の性も自から無起なのであって、生も俱に不可得 (= 認識できない) である。それ故、『論』に] 「②無起」と云うのである。

3 第三は自他の苦従りの——及び彼の自求の苦法無く⁽²⁷²⁾——生は俱に不可得である。故に『論』に] 「③無生」と云う。

4 第四はもともと (既) に本不生⁽²⁷³⁾なのであるから、法が滅することもありえない。故に『論』に] 「④無滅」と云う。

5 第五は [苦は無自性であるから] 盡きことを待つ [必要が] ない。故に『論』に] 「⑤無盡」と云う。

6 第六は體が非可斷である。故に『論』に] 「⑥離盡」と云う。

丁2 3①2 iv②2 i ②第二に『論』の] 「⑦常恒」[以] 下 [の記述] は、

五句で、[これは] 真 [如が常恒なる第三真理命題] を顯かにしている。

- 1 第一は本際不生であるから、『論』に「⑦常」と云う。
- 2 第二は後際不滅であるから、『論』に「⑧恒」と云う。
- 3 第三は中間無改異であるから、『論』に「⑨不變」と云う。
- 4 第四は遍窮三際であるから、『論』に「⑩無有斷絶」と云う。亦、無住相（=第十一定理）であるからである。
- 5 第五は處染常淨であるから、『論』に「⑪自性清淨」と云う。

丙2 3①2 iv②2 ii 第二に『論』の「遠離（一切煩惱藏）」[以] 下 [の記述] は、離染・顯淨を明かにしている。[その] 中に [次の二が有る]。

- 丁1 3①2 iv②2 ii ①先ず「遠離一切煩惱藏」とは、性（=法身）が自から離染なることを明かにしている。つまり（即）「空如來藏」のことである。
- 丁2 3①2 iv②2 ii ②第二に「（過恒河沙の不離・不脱智・不思議諸佛法を）具足」等 [の記述] は顯淨を明かにしている。つまり（即）「不空如來藏」のことである。[続く・『論』の「是故」[以] 下 [の記述=「説いて如來の法身と名づく」] は、「不空之法」を結 [論づけている]。此の法（=不空之法）をくくって（攬）「佛身」とすることを謂うのであるから、（以上大正44-75a）「法身」と云う。

以上（上來）で [第一款 3①]「四義一性 [門]」の解釋が竟った。

第二款 3②「境（=所）智（=能）一味門」（=第一真理命題）の解釋

『論』の「世尊よ。即ち此の如來法身が（未だ煩惱藏を）…」[以] 下の [記述] は、第二の「境智一味門」を解釋する。中に [次の] 二 [が有る]。

- 第一項 3②1 先ず教義（法）を説く。
- 第二項 3②2 後に喩を説く。

第一項 3②1 前の中に [次の] 三 [が有る]。

- 第一目 3②1 i 初めに、所證の法が深いことを明かにしている。
- 第二目 3②1 ii 第二は、能證の智が妙であることを明かにしている。
- 第三目 3②1 iii 第三は、境と智が無二であることを結 [論] づけている。

第一目 [所證の法] 3②1 i 前の中に、「即ち此の法身が、在纏（=『論』では「未だ煩惱藏を離れざる」）の時」恒沙の諸功德の法を含攝している [事態を]、「如來藏と名づける」とある。又、[これは] 此等の功德が、煩惱諸纏の内に隱在しているのだから、亦、如來藏と名づける」ことを謂っている。此のことはつまり（即）[如來藏（=所）が] 「在染であり而かも徳を具えていること」であるから、「深」とも名づけている

のである。

第二目 [能證の智] 3②1 ii 『論』の「世尊よ。如來藏智は（是れ如來空智なり）…」
 と言うこと [以] 下 [の記述] は、證智 (=能) が玄妙であることを明かにしている。
 [この中に次の甲1～甲3の] 三句が有る。

甲1 3②1 ii①第一 (=「如來藏智は、是れ如來空智なり」) は主張 (宗) を標
 [示] している。〈彼の在纏の如來藏を知る智は、「如來空智」である〉ことを謂う。
 此の如來智には、次 (其) の二種が有る。

- 乙1 第一は、在纏の如來藏 (=所) と合して、其 (=能證の智) の實徳を隠しているので、
 「空 (=實徳を欠く) 智」と云うこと、
- 乙2 第二は出纏の身 (=真如としての如來藏) と合しているという観点から「不空 (=實
 徳を欠いていない) 智」と名づけること、である。

今 (=甲1) は、乙1前の義に就いて [記述して]、「空智」 と云っているのである。

甲2 3②1 ii②又、[第二にこのことは次のようにも] 解釋される。如來藏の中に
 本覺の智が隠れているから、「空」 (=…を欠く) と名づけている。

- [これに対して] 出纏の時は、[法身が] 顯われているのであるから、「不空」なのである。
- [このように] 因・果は殊ると雖も、法體は無二である。是故、在纏 [の時の智も] 亦、如來
 智と名づけているのである。

甲3 3②1 ii③第三は 『論』の「世尊よ。 (如來藏は、一切の聲聞・獨覺が本よ
 り見ざる所…)」 [以] 下 [の記述] で、[それぞれ] 異なる [仏・声・獨] に據って、
 [法身が] 妙なることを顯かにしている。[つまり、次の乙1と乙2の意味である。]

乙1 3②1 ii③1 [その内の] 第一 (先) は、《[法身は] 二乗の淺智によっては、
 〈見道中に於いては知ることが出来ないもの・本 [来] 修道中に於いては「見るこ
 とができないもの」・「本 [来] 證せられていないもの」〉を意味 (謂) している》
 のである。

又、[このことは次のようにも] 解釋される。〈創^はじめて照らすこと〉を 『論』は「見
 る」と名づけ、〈終に [真如に] 契うこと〉を 『論』は「證」とするのである。

此のこと (=甲3) は諸位に通じる。勝鬘の本 [文] の中に云う。「一切の阿羅漢・辟支
 佛・大力菩薩によっては本 [来] 見られず、本 [来] 得られず」⁽²⁷⁴⁾と。解釋して云う。大
 力菩薩は、[初] 地 [以] 上であると雖も、然しながら、證は未だ極まっていないのである
 から、彼の境 [地] ではないのである。

乙2 3②1 ii③2 第二は 『論』の「唯、佛・世尊のみが…」 [以] 下 [の記述]
 で、唯、佛の妙智のみが、證合 することができることを明かにしている。中に於い
 て、

- i 先ず『論』の「永く(一切の煩惱藏を)壊し」等は、斷徳の究竟を明かにしている。
- ii 後は「具さに(一切の苦滅道を)修し…」[以]下[の記述]で、智徳圓滿を明かにしている。

これに由って、智斷満足之位の中で、方に證得ができて、[法身と]冥合し無二となっているのである。

第三目 [境智無二] 3②1 iii 『論』の「是故、(當に知るべし)」[以]下[の記述]は、第三の境智無別を結[論]づけている。故に、『論』は「佛(=智)と涅槃(=境)と差別有ること無し」と云うのである。

此の無別に由って、そのまま(即)境・智は俱泯(=第一真理命題)なのである。楞伽の頌に云う。「一切に涅槃 a2 無し。涅槃 a2 と佛 a2 の有ること無し。佛 a2 と涅槃 a2 の有ること無し。覺と所覺を遠離す」⁽²⁷⁵⁾と。[これは]此の意味(謂)である。

第二項 3②2 第二の喩(=『論』の「冷觸」と「水」)は、解釋すれば前(=第一項)と同じである。理解せよ(可知)。

第三款 3③因果一乘門の解釋

第三に『論』の「復、次に、應に知るべし」[以]下[の記述]は、「因果一乘門」を解釋している。此の中に一乘章が有るが、別説の通りである。文中に[次の]三[が有る]。

第一項 3③1 初めは、因・一果の無異を明かして、彼の〈小乗[の果]は大果に異なる〉とすることを破すこと。

第二項 3③2 第二は、果・一因の無異を明かして、彼の〈小乗[の因]は大因に異なる〉とすることを破すこと。

第三項 3③3 第三は、教を引[用]して(以上大正44-75b)證[明]を成[立]させて、[上記の]無二を双へ顕かしている。

第一項 3③1 初の中に『論』に「唯、一乘道有り」と言うのは、總[論]として〈因果一道の解脱〉を標[示]している。

涅槃經に云う。「一切衆生は皆、一道に歸す。一道とは即ち大乘也。諸佛菩薩は衆生の為の故に之を分ちて三と爲す」⁽²⁷⁶⁾と。華嚴に云う。「文殊の法は常に爾なり。法王は唯一の法なり。一切は無礙の人なり。一道は生死を出ず」⁽²⁷⁷⁾と。

第二項 3③2 第二に「続く『論』の「若し爾らざれば」[以]下[の記述]は、[因の]無差別を解釋している。中に[次の]二句[が有る]。

第一目 3③2 i 先ずは、反釋、

第二目 3③2 ii 後は、順釋、である。

第一目 3③2 i 前の中に「若し爾らざれば」と言うのは、反対解釋(反釋)⁽²⁷⁸⁾であ

る。〈若しも權教を守って一乗を信じなければ、應に如來の大涅槃を離れて、外に別の・二乗の〔有〕餘涅槃を有らしめてしまうことになるではないか〉と謂っているのである。既に此れは、實教宗の中での、佛涅槃と異なってしまうが、〔正しくは〕更に餘の滅（＝涅槃 a2）は無いのである。故に唯一乗の法のみが有ることが理解（知）されるのである。

勝鬘經に云う。「阿羅漢辟支佛には、餘生の法の不盡が有るが故に、生有り。餘有りて梵行が不成なるが故に純事ならず。究竟せざるが故に、當に所作が有るべし。彼を度さざるが故に、當に所斷が有るべし。不斷を以ての故に、涅槃界を去ること遠し。何以故。唯、如來應正等覺のみ有りて、般涅槃を得て一切の功德を成就するが故に、阿羅漢辟支佛は一切の功德を成就せず。得涅槃と言うは是れ佛の方便なり。唯、如來のみ般涅槃を得ること有り。乃至廣説⁽²⁷⁹⁾と。

此の經論に準〔拋〕すれば、二乗の人には、總じて涅槃 A1 が無い〔こととなる〕。廣くは教理を引〔用〕して、別記に説く通りである。

第二目 3③2 ii 第二は『論』の「同一法界に（豈、下劣涅槃と勝妙涅槃が有らんや）」〔以〕下〔の記述〕で、「順釋」のことである（歸）。

同じ・一なる如來藏法界のことを謂っているのである。どうして（豈）、勝と劣との涅槃が有る〔と言える〕だろうか。若し二種の涅槃が有ると謂えば、應に二種の法界が有ることとなるが、もともと（既）此のような事は無く、唯、一法界のみなのであるのだから、二つの涅槃は無いことが分かる（知）。

3③2 ii 第二〔の順釋〕は亦、〔続く『論』の〕「（諸因は而かも一果を得ると言う）べからず」〔以〕下〔の記述〕で、3③2「果・一因の無異」を明かにして、小乗の因を破している。中に亦、〔次の〕二〔が有る〕。

甲1 3③2 ii ①先ず「計」（＝三乗としての分類）に言及（牒）して、全体（總）として否定（非）している。

甲2 3③2 ii ②第二は理によって（以）正しく破している。

甲1 3③2 ii ①前の中で〈彼は既に無異涅槃を得たるも、而かも猶、三乗の因に〔区〕別が有ると執〔著〕しており、その（彼）・〔執著された〕別因を攬って、一果（＝小乗の果）を成〔立〕させていること〉を謂っている。

『論』が直前に「下・中・上」と謂うのは、三乗の因のことである。「勝劣」とは、獨覺・聲聞のことである。一つは勝れ一つは劣っている。二乗も大を望めば、亦、一は勝れ、〔望まない〕一は劣なのである。三〔乗の〕因は不同であるから『論』は「諸因」と云っているのである。

此の三〔乗の・それぞれ異なる〕因によって（以）、同じく、一なる佛涅槃を得る〔とすれ

ば]、此れは理に[相] 應しない。故に、「（諸因は而かも一果を得ると）言うべからず」等と『論』は記している] のである。

問。若し三乗の人の因・果は各々別であるとするなら、[二乗の] 不成佛が有ることになるが、是れは權であって實とは乖[離] するので、必ずや（須）[かかる] 迷を破すべきである。

[しかし] 若し三乗の人が因を修する場合に、[その因の内容が] 異なっていようと、佛果を成ずることは可能（得）なのであるから、此のこと（=因に差別があること）に何の[過] 失があろうか。だから（而）今、（以上大正44-75c）之（=因無差別説）を破すべきなのである。處處の大乗教の經に、二乗の人も亦、當に成佛できることを説いているからである。

答。今、此の論の意[因] も亦、二乗に別因が有ることを認めてはいない（不許）。然し[このことを説明すれば次のような] 多[様] の意味（義）が有る。

1 第一に、上（前）[の記述] は、[声聞の] 無學の人を[論] 破する観点から、彼（=小乗）の果にとどまる（住）ことのないようにするのだが、今は有學の人を[論] 破して、彼の因を修しないようにさせるのである。[それを修することは] 遠回り（迂迴）であるからである。

2 第二に、二乗は自宗の中の小行の因によって（以）は、無上の佛果を[完] 成させること（得）は出来ないのだから、「（諸因は而かも一果を得ると）言うべからず」等と云っているのである。

3 第三は、彼の二乗にも亦、別因が無いことを明かにしている。所修の小行も亦、菩薩道であるから。經に云う。「汝等の所行は菩薩道なり。漸漸に修習すれば當に作佛を得ん」⁽²⁸⁰⁾と。是故、總じて二乗[獨] 自の因は無い。故に「勝劣の因無くして而かれば一果を得る」と云うのである。

4 第四は、彼の二乗の・異なる因は、皆、大乘の法であることを、明かにしている。是故、別異の因が有ることを認めない（不許）。勝鬘經に云う。「摩訶衍は、一切の聲聞・縁覺の世間・出世間の善法を出生す。世尊よ。阿耨大池が八大河を出だすが如し。乃至廣説」⁽²⁸¹⁾と。前[の記述] は、同一法界[について] 異なる果が有ることを認めない（不許）のであるが、今は即ち同一大乘について、異なる因が有ることを認めない（不許）のである。是故、方に純一乗としている（為）のである。

文意は上記（此）のようなことである。

甲2 3③2 ii②第二は『論』の「現に（因の差別を）見れば（果も亦、差別するを）以って」[以] 下[の記述] は、正理によって（以）[因果差異説を論] 破しているのである。

| <現に世間の因を見る場合、若し[そこに] 差別があれば、果も必ずや一ではない筈である。

穀・麥等の多種なるものが同じく、[同] 一の芽を生みだすことはない) ことを謂っているの
 であって、此れはつまり (即)、果によって (以) 因を [論] 破しているのである。既に果が
 [同] 一であることを認めれば (許)、どうして多くの [種] 類の因が有ると執著できる (得)
 のか。是故、實 (=真如) に就いて [言え] ば 究竟して、唯、〈一因一果〉のみなのであって、
 餘 [の説明] は全て (並)、方便なのである。

第三項 3③3 第三は [『論』の] 「是故、經に言う」 [以] 下 [の記述] で、經を引 [用]
 して證 [明] している (成)。前の無二を顯かにしているのである。中に [次の] 二 [が
 有る]。

第一目 3③3 i 初めは、異なる因が無いことを證 [明] し、

第二目 3③3 ii 第二には、[『論』の最後の] 「是故」 [以] 下で、一味なる果を證
 [明] している。

第一目 3③3 i 前の中に [次の甲1～甲3の] 三句 [が有る]。

甲1 3③3 i ①初めに [『論』に] 「世尊よ。實に (勝劣もて法を差別するものが、
 涅槃を證得することは) 無し」 と言うのは、

全体 (總) として、〈涅槃を證得することは無い (無取)〉と云うことを否定 (遮) して、
 〈小乗及大乘權教に・勝劣差別の因法が有って・終いに涅槃を證する〉という (之) 理を否
 定 (遮) する意味 (謂) である。若し實に彼の涅槃を證得することが有れば、實には勝劣の
 差別の因法は無いこととなる。

甲2 3③3 i ②第二に [『論』に] 「世尊よ。(諸法を) 平等 (とするものこそ涅槃
 を證す)」 との [記述] は、〈實なる真證〉を顯かにしている。

[その内] 「諸法を平等とする」 と言うのは、〈因の無差別〉を顯かにしているのである。「涅槃
 を證す」 と言うのは、「無差別の因に由って、方に乃ち涅槃を證得する」 [という意味であ
 る]。又 [これを解] 釋すれば、上の句 (= 「諸法を平等とするもの」) の所證は、〈平等法〉
 である。「涅槃を證す」 とは、能證が、〈契合するもの〉であること [をいっている]。

甲3 3③3 i ③第三に [『論』の記述] 「世尊よ。平等智 (・平等解脱・平等解脱
 [知] 見のもののみが、涅槃を證得す)」 は、證相 (= 悟り・真如の相) を釋成してい
 る。

[その内] 「平等智」 と言うのは、〈能證 (= 行者) の智は平等 (= 空なる公理) であって、能
 見を離れていること (= 第一真理命題)〉を顯わしているのである。「平等解脱」 とは、〈所得
 の理の [内実が] 平等 [性] (= 空なる公理) であり、所見の相を離れていること (= 能所無
 相なる第一真理命題)〉であり、「平等解脱知見のもののみが (以上大正44-76a)、涅槃を
 證得す」 とは、〈理 (= 所) ・智 (= 能) が雙融して、すぐれて (妙)、能所を絶して、方に究
 竟證實の涅槃が実現 (為) すること (= 第一真理命題) を明かにしている。

第二目 3③3 ii 第二は『論』の「是故、(世尊よ。涅槃界は名づけて一味と為す)」
[の記述] で、〈一味の果〉(＝空なる公理) が成 [立] していることを證 [明] (成) し
ている。中に [次の] 二句が有る。

甲1 3③3 ii ① 先ずは、總 [論] で、『論』の云う「一味」とは、〈境智無二〉(＝第一
真理命題) を顯かにしているからである。

甲2 3③3 ii ② 第二の『論』のいう「所謂(平等味・解脱味也)」は、[悟り・真如の]
體状を釋出している。

是れはどんな(何等)味か [というなら]、[そこで]「平等味」と謂うのは、〈同一
の真性〉(＝空の公理) のことであるからである。「解脱味」とは、〈二障を離れている
こと〉と同じことであるからである。

又 [次のようにも] 解釋される。「平等味」とは、〈無間道(＝煩惱を断ちつつある
位)の中で、能と所取とを離れている〉からである。「解脱味」とは、〈解脱道(＝煩
悩を断ち終って離繫得を現在させる位)は累外の法界を證している〉からである。

此 [の『論』] は略論であるから、[通常の論書にある]「結」としての「迴向等」を説く
ことは無いのである(以上大正44-76b)。

数字は頁数。特記なき数字は普観の頁数

国一：『国訳一切経』印度撰述部 論集部2 大東出版社 昭和63年4月

島村 a：拙論『八千頌般若経』における能所・識別作用の止滅と空(性)の意味『豊山教学
大会紀要』第31号

島村 c：拙論「唯識思想における真理の意味」『智山学報』第54輯

島村 d：拙論「唯識思想成立の根拠と染浄二分依他性・転依」『智山学報』第55輯

島村 h：拙論『釈摩訶衍論』の「無念・正念」「雜乱」「微塵で見ず」の意味内容『智山学報』
第56輯

島村 L：拙論「大乘仏教の発見した真理の内実」『印仏研』第53巻1号平成16年12月、及びこ
れを大幅に加筆した拙論『妄尽還源観』に説かれる海印三昧と真理の内実『密教学』第
45号〔付録〕

島村 n：拙論「般若心経の説く空の内実」『豊山教学大会紀要』第33号

島村 r：拙論「如来藏の意味内容」『豊山教学大会紀要』第35号

島村 X：拙論「華嚴『五教章』における「真如隨縁」の意味」『印仏研』第57巻第1号及びこ
れを大巾に加筆した『普通寺紀要』第15号

高崎：高崎直道『究竟一乘宝性論・大乘法界無差別論』新国訳大蔵經・論集部 1 大蔵出版

1999年 8月

高崎II：高崎直道『宝性論』インド古典叢書 講談社1989年 7月

平川：『大乘起信論』大蔵出版 昭和48年10月

普観：新纂大日本統蔵經第46卷『法界無差別論疏頌要鈔』 これは真如基体論で全体としては、その論述は不適正であるが、字句の理解に参考にした。

T：大正大蔵經

RGV：ratnagotravibhāga mahāyanottaratantra-śāstra edited by E.H.Johnston

Si Stguru Publications Indian Books Centre Delhi 1997

Tからの引用はCBETAに依った。

注

(193) 同趣旨は『勝鬘經』にも「不空如來藏。過於恒沙不離不脱不異不思議佛法」T12>>p. 221.3と説かれている。707c

(194) 「無一法可損 無一法可増 應見實如實 見實得解脫 由客塵故空 與法界相離 無上法不空 與法界相隨」『仏性論』大正31-812b。

(195) 「通智及無垢 不離於真如 如燈明煖色 無垢界相似此偈明何義。有三處次第三種燈相似相對法。於如來法界中依果相應義應知。何等三處。一者通。二者知漏盡智。三者漏盡。此以何義。通者。有五通光明相似相對法。以受用事能散滅。彼與智相違。所治闇法能治相似相對法故。偈言通故。明故。知漏盡智者。無漏智煖相似相對法。以能燒業煩惱無有餘殘。能燒相似相對法故。偈言智故煖故。漏盡者。轉身漏盡色相似相對法。以常無垢清淨光明具足相無垢相似相對法故。偈言無垢故色故。又無垢者。以離煩惱障故。清淨者。以離智障故。光明者。如自性清淨體。彼二是客塵煩惱。如是略說六種無漏智。離煩惱無學身所攝法。於無漏法界中彼此迭共不相捨離。不差別法界平等畢竟。名相應義應知。」『宝性論』T31>>p. 831.3)

(196) 『不増不減經』には「言衆生者即是①不生不滅②常恒③清涼④不變歸依。不可思議清淨法界等異名。以是義故。我依彼法説名衆生」T16>>p.467.3と四徳をあげる。708b

(197) 「真如自體相者。一切凡夫聲聞縁覺菩薩諸佛無有増減。非前際生非後際滅。畢竟常恒。從本已來性自滿足一切功德。所謂自體有大智慧光明義故。遍照法界義故。真實識知義故。自性清淨心義故。常樂我淨義故。清涼不變自在義故。具足如是過於恒沙不離不斷不異不思議佛法。乃至滿足無有所少義故。名為如來藏。亦名如來法身」『起信論』T32>>p.579.1)

(198) 大正には「有為」とあるが、その前に「実有」と有るので、取敢えず「無為」に訂正。

(199) 「我以佛眼觀一切衆生。貪欲恚癡諸煩惱中。有如來智如來眼如來身。結加趺坐儼然不動。

善男子。一切衆生。雖在諸趣煩惱身中。有如來藏常無染汚。徳相備足如我無異」『如來藏經』大正16-457bc。これは、悟り・真如・実相が、認識論的事態であることを示す重要な記述である。

- (200) 「萎花中諸佛 衆蜂中美蜜 皮糲等中實 糞穢中真金 地中珍寶藏 諸果子中芽 朽故弊壞衣 纏裹真金像 貧賤醜陋女 懷轉輪聖王 焦黑泥模中 有上妙寶像 衆生貪瞋癡 妄想煩惱等 塵勞諸垢中 皆有如來藏」『宝性論』T31>>p.814.2。『如來藏經』大正16巻に基づく記述。708c。『仏性論』T31>>p.807.3は「此九種煩惱故。立九譬者。一為顯貪欲煩惱故。立蓮花化佛譬……」以下の九譬を挙げる。709a
- (201) 「佛子。如來智慧。無相智慧。無礙智慧。具足在於衆生身中。但愚癡衆生顛倒想覆。不知不見不生信心」『華嚴經』大正9-624a。一拙論「『釈摩訶衍論』の説く「一行者成正覺=一切衆生成正覺」の真意」『善通寺紀要』第12号付属資料参照。
- (202) 「善男子。汝問云何為佛性者。諦聽諦聽。吾當為汝分別解說。善男子。佛性者名第一義空。第一義空名為智慧。所言空者不見空與不空。智者見空及與不空。常與無常苦之與樂我與無我。空者一切生死。不空者謂大涅槃。乃至無我者即是生死。我者謂大涅槃」『涅槃經』大正12-523b。
- (203) 「復次佛性體有三種。三性所攝義應知。三種者。所謂三因三種佛性。三因者。一應得因。二加行因。三圓滿因。應得因者。二空所現真如。由此空故。應得菩提心。及加行等。乃至道後法身。故稱應得。加行因者。謂菩提心。由此心故。能得三十七品。十地十波羅蜜。助道之法。乃至道後法身。是名加行因。圓滿因者。即是加行。由加行故。得因圓滿。及果圓滿。因圓滿者。謂福慧行。果圓滿者。謂智斷恩徳。此三因前一則以無為如理為體。後二則以有為願行為體」『仏性論』大正31-794a。
- (204) 大正の「以」を版本により「云」に訂正。
- (205) 「問曰。上説真如其體平等離一切相。云何復説體有如是種種功德答曰。雖實有此諸功德義。而無差別之相。等同一味唯一真如。此義云何。以無分別離分別相。是故無二。復以何義得説差別。以依業識生滅相示。此云何示。以一切法本來唯心實無於念。而有妄心不覺起念見諸境界故説無明。心性不起即是大智慧光明義故。若心起見則有不見之相。心性離見即是遍照法界義故。若心有動非真識知無有自性。非常非樂非我非淨。熱惱衰變則不自在。乃至具有過恒沙等妄染之義。對此義故。心性無動則有過恒沙等諸淨功德相義示現。若心有起。更見前法可念者則有所少。如是淨法無量功德。即是一心更無所念。是故滿足名為法身如來之藏」『起信論』T32>>p.579.1~p.579.2) 平川250。
- (206) 「一者體大。謂一切法真如平等不増減故。二者相大。謂如來藏具足無量性功德故。三者用大。能生一切世間出世間善因果故。」『起信論』T32>>p.575.3)
- (207) ここでは、仮に〈真如の外形〉と流出論の如き表現をしたが、個物世界全体の仏への

見え方が真如である。

- (208) 個物の・仏に見える見え方が真如であるから、染浄二分の如来蔵に無明が用らいて、その全体が染分となって個物が出現するのだが、その個物は無自性（＝無体）であることは言うまでもない。
- (209) この意味は曖昧だが、〈俗（＝禪定行）に順って（＝修習）、覚は実現する〉という意味であろう。
- (210) 以下は難解で、現在のところ筆者は確定的理解は出来ないが、取り敢えずの理解を記した。諸賢の見解を請う。
- (211) この意味も不明瞭だが、当面は〈万物が無相・平等（＝真如）という事態 A1 に反して、個物として顕現している事態 B〉と理解しておく。
- (212) 近く発表予定の拙論「真如熏習の意味内容」参照。筆者の理解は、内熏とは〈自己に自性清浄心があることを信ずることによる用らき〉である。法蔵は、これに続く記述で、これを〈「佛性」と名づける〉としており、この「佛性」を本文に示したように「後得智の用らき」（＝外熏）と解釈すると、内熏との区別がなくなるので、このように筆者の理解する内熏そのものをも〈「佛性」と名づけている〉と理解すべきであろう。
- (213) 「大正の「四」を文脈により「三」に訂正。
- (214) 〈一即一切〉とは、水と乳にこと寄せれば、悟り・真如においては〈水と乳が、その個別性を失い、両者が平等・無相となっている事態〉で、個を保っている両者が混合している事態なのではない、との趣旨。
- (215) 「世尊。若無如來藏者。不得厭苦樂求涅槃。何以故。於此六識及心法智。此七法刹那不住。不種衆苦。不得厭苦樂求涅槃」『勝鬘經』大正12-222b。
- (216) 「依如來藏故證涅槃。世尊。若無如來藏者。不得厭苦樂求涅槃」『宝性論』大正31-839b。
- (217) 「略說佛性清淨正因於不定聚衆生能作二種業。何等為二。一者依見世間種種苦惱。厭諸苦故。生心欲離諸世間中一切苦惱。偈言若無佛性者不得厭諸苦故。二者依見涅槃樂悌寂樂故。生求心欲心願心」『宝性論』大正31-831a。
- (218) 「真如熏習義有二種。云何為二。一者自體相熏習。二者用熏習。自體相熏習者。從無始世來具無漏法。備有不思議業。作境界之性。依此二義恒常熏習。以有力故能令衆生厭生死苦樂求涅槃。自信己身有真如法發心修行」『起信論』T32≫p.578.2)
- (219) 「問曰。若如是義者。一切衆生悉有真如等皆熏習。云何有信無信。無量前後差別。皆應一時自知有真如法。勤修方便等入涅槃答曰。真如本一。而有無量無邊無明。從本已來自性差別厚薄不同故。過恒沙等上煩惱依無明起差別。我見愛染煩惱依無明起差別。如是一切煩惱。依於無明所起。前後無量差別。唯如來能知故。又諸佛法有因有緣。因緣具足乃得成辦。

- 如木中火性是火正因。若無人知不假方便能自燒木。無有是處。衆生亦爾。雖有正因熏習之力。若不值遇諸佛菩薩善知識等以之為緣。能自斷煩惱入涅槃者。則無是處。若雖有外緣之力。而內淨法未有熏習力者。亦不能究竟厭生死苦樂求涅槃。若因緣具足者。所謂自有熏習之力。又為諸佛菩薩等慈悲願護故。能起厭苦之心。信有涅槃修習善根。以修善根成熟故。則值諸佛菩薩示教利喜。乃能進趣。向涅槃道』『起信論』T32>>p.578.2～p.578.3)
- (220) 「亦斷善根於無量世都無利益。今出家已。雖斷善根能受持戒。供養恭敬耆舊長宿有德之人。修習初禪乃至四禪。是名善因。如是善因能生善法。善法既生能修習道。既修習道當得阿耨多羅三藐三菩提』『涅槃經』T12>>p.809.2)
- (221) 711b はこの「釋」は「牒」の誤りとする。
- (222) 大正には「如」と有るが、版本により「於」に訂正。
- (223) 「煩惱不觸心。心不觸煩惱。云何不觸法。而能得染心』『勝鬘經』大正12-222b。
- (224) 「依一切衆生以有妄心念念分別。皆不相應故。說為空。若離妄心實無可空故。所言不空者。已顯法體空無妄故。即是真心常恒不變淨法滿足。故名不空』『起信論』大正32-576b。
これは、妄心を離れば（＝第一真理命題）、煩惱を含めた一切が空 A1 なのであって、その事態には、「何かを空じる」といったことも無いのである。
- (225) 「以一切心識之相皆是無明。無明之相不離覺性。非可壞非不可壞。如大海水因風波。水相風相不相捨離。而水非動性。若風止滅動相則滅。濕性不壞故』『起信論』大正32-576c。
- (226) 「若人欲成佛 勿壞於貪欲 諸法即貪欲 知是則成佛 貪欲及悲癡 無有能得者 是法皆如空 知是則成佛 見非見一相 著不著亦然 此無佛無法 知是名大智』『諸法無行經』大正15-751a。同趣旨は、『釈摩訶衍論』（拙論「無明即明の論理構造」『豊山教学大会紀要』第34号17頁～18頁）でも説明される。
- (227) 「佛言。文殊師利。汝云何為初行男子女人說法。文殊師利言。世尊。我於彼諸善男子善女人所。教發我見即是為其說法。世尊。我不滅貪欲諸患而為說法。所以者何。此等諸法。本性無生無滅故。世尊。若能滅實際。即能滅我見所生際』『入法界體性經』大正12-234c。
これは、悟り・真如とは煩惱を滅することではなく、転依によって人格構造が転換して〈煩惱即菩提なる第二真理命題が実現すること〉を説いたものである。
- (228) 「復次真如者。依言說分別有二種義。云何為二。一者如實空。以能究竟顯實故。二者如實不空。以有自體具足無漏性功德故』『起信論』大正32-576a。
- (229) 「常恒不變淨法滿足故、名不空、亦無有相可取。以離念境界唯證相應故』『起信論』大正32-576b。
- (230) ①身見、②辺執見、③邪見、④見取見、⑤戒禁取見711b
- (231) 六根のこと。
- (232) 空なる五蘊（＝衆生）又は六根のことか。

- (233) 「不空如來藏。過於恒沙不離不脫。不思議佛法故。及彼真如性者。依此義故。六根聚經言。世尊。六根如是。從無始來畢竟究竟諸法體故」『宝性論』大正31-835bc。
- (234) 未見
- (235) 意根のこと。
- (236) 禪定における意識は、無分別智である。『婆沙論』T27-374b5~9前田英一「『婆沙論』に於ける無分別のとらえ方について」印仏研107号401。711c
- (237) 欲界・色界・無色界
- (238) 「空」が「無自性」=〈悟り・真如〉〈寂〉を意味することは、島村 a に詳述した。
- (239) 三有のこと。
- (240) 高崎331注14の〈盡=無常、不盡=常恒〉
- (241) 不盡=無為法711c
- (242) 盡=有為法711c
- (243) 不住二辺・無住処行のこと711c
- (244) 「佛告諸菩薩。有盡無盡解脫法門。汝等當學。何謂為盡。謂有為法。何謂無盡。謂無為法。如菩薩者。不盡有為不住無為」『維摩經』大正14-554b。
- (245) 〈悟り・真如としての一切の現象界〉(第二真理命題) - 島村 a 参照
- (246) 「空」=〈悟り・真如・實際〉については、島村 a。
- (247) 「空」=〈悟り・真如・實際〉については、島村 a。
- (248) 拙論『『勝天王般若經』の説く真理の内実』に詳述した。
- (249) 大正の「下」を、版本により「不」に訂正。
- (250) ここの法身は、化身のことである。
- (251) 大正・版本共に「異」とあるが、『論』大正44-75.1に「上來釋四義一性竟」とあるの
で、「四」に訂正。四義とは法身・如來・第一義諦・涅槃のこと。
- (252) 「於無漏法界中依如來藏有四種義。依四種義有四種名應知。何等四義。偈言 ①佛法不相離 ②及彼真如性 ③法體不虛妄 ④自性本來淨」『宝性論』大正31-835b。
- (253) 「舍利弗。甚深義者即是第一義諦。第一義諦者即是衆生界。衆生界者即是如來藏。如來藏者即是法身」『不增不減經』大正16-467a。
- (254) 「此偈明何義。佛法不相離者。依此義故。聖者勝鬘經言。世尊。不空如來藏。過於恒沙不離不脫。不思議佛法故。及彼真如性者。依此義故。六根聚經言。世尊。六根如是。從無始來畢竟究竟諸法體故。法體不虛妄者。依此義故。經中說言。世尊。又第一義諦者。謂不虛妄涅槃是也。何以故。世尊。彼性本際來常以法體不變故。自性本來淨者。依此義故。經中佛告文殊師利。如來應正遍知本際以來入涅槃故。又復依此四義。次第有四種名。何等為四。一者法身。二者如來。三者第一義諦。四者涅槃」『宝性論』大正31-835bc の取意。

- (255) 「次説無差別。無差別者。即依此善淨時本際以來畢竟究竟自體相善淨如來藏無差別故。説一偈 法身及如來 聖諦與涅槃 功德不相離 如光不離日」『宝性論』大正31-835b。
- (256) 「覺一切種智 離一切習氣 佛及涅槃體 不離第一義」『宝性論』大正31-835c。
- (257) 「此四種名。於如來法身無漏界中一味一義不相捨離。是故雖復有四種名。而彼四義不離一法門。不離一法體。此以何義所證一切法。覺一切智。及離一切智障煩惱障習氣。此二種法於無漏法界中不異不差別不斷不相離」。『宝性論』大正31-835c。
- (258) 文脈から大正の「三」を「二」に訂正。
- (259) この三門の具体的内容は未詳。
- (260) 上記『宝性論』大正31-835b。
- (261) 大正・版本共に「異」とあるが、大正44-75.1に「上來釋四義一性竟」とあるので、「四」に訂正。
- (262) 戒・定・慧・解脫・解脫知見の五分法身のこと712a
- (263) この所は難解で、取り敢えずこのように理解しておくが、諸賢の御教示を請う。
- (264) 「始覺の智の體は、縁に従って成 [立] する。必ずや無自性にして、[この] 無 [自] 性の理はそのままで（即）涅槃である」第二項第一目甲3 [第三説] 3①2 i ③。
- (265) 「菩提者。不可以身得。不可以心得。寂滅是菩提。滅諸相故。不觀是菩提離諸縁故」『維摩經』大正 T14-542b。
- (266) 上記『宝性論』大正31-835b。
- (267) 「本覺義者。對始覺義説。以始覺者即同本覺。始覺義者。依本覺故而有不覺。依不覺故説有始覺」『起信論』大正32-576b。
- (268) 「後成佛時各觀一切法。無不從此法身生。無不還證此法身故。一切法門同一法身為味。由見修多羅祇夜等經同一法身味。是故生喜」『撰大乘論世親釈』大正31-254a。
- (269) 『転法輪論』には未見
- (270) 「非壞法故。名為苦滅。所言苦滅者。名無始無作無起無盡離。盡常住自性清淨離一切煩惱藏」『勝鬘經』大正12-221c。
- (271) 小乗の滅諦＝苦滅諦は、涅槃 A 1 に対比される苦 B が滅することであるが、大乘の滅諦は行者の心全体の転依によって、現象界（＝苦を含む）B が、行者に真如 A 1 として顕現することを意味し、このことを以下では、「苦等の本性が自から滅することを明かにしていることを謂っているのであり、今は斷離のことを [謂っているの] ではない」と表現している。
- (272) ここの文脈は不明瞭。
- (273) 悟り・真如においては個物・法は無い（＝空の公理）から、個物・法が生ずることは無い。

- (274) 「如來藏者。一切阿羅漢辟支佛大力菩薩。本所不見本所不得」『勝鬘經』大正12-221c。
- (275) 「一切無涅槃 無有涅槃佛 無有佛涅槃 遠離覺所覺 若有若無有 是二悉俱離 牟尼寂靜觀 是則遠離生 是名為不取 今世後世淨」『楞伽經』大正16-480b。
- (276) 「云何菩薩信順一實。菩薩了知一切衆生皆歸一道。一道者謂大乘也。諸佛菩薩為衆生故分之為三。是故菩薩信順不逆」『涅槃經』大正12-515b。
- (277) 「文殊法常爾 法王唯一法 一切無礙人 一道出生死」『華嚴經』大正9-429b。
- (278) 大正・版本共、「責」とあるが、「釋」に訂正。上記「反釋」「順釋」による。
- (279) 「阿羅漢辟支佛有怖畏。是故阿羅漢辟支佛。有餘生法不盡故。有生有餘梵行不成故。不純事不究竟故。當有所作。不度彼故。當有所斷。以不斷故。去涅槃界遠。何以故。唯有如來應正等覺得般涅槃。成就一切功德故。阿羅漢辟支佛。不成就一切功德。言得涅槃者。是佛方便。唯有如來得般涅槃」『勝鬘經』大正12-219c。
- (280) 「汝如是漸漸具菩薩道。當得作佛」『法華經』大正9-36a。その他、多数
- (281) 「攝受正法者是摩訶衍。何以故。摩訶衍者。出生一切聲聞緣覺世間出世間善法。世。如阿耨大池出八大河」『勝鬘經』大正12-219b。